# 札幌市豊平川さけ科学館 指定管理者業務仕様書

第1	. 札	晃市豊平川さけ科学館について	1
1	札幌	市豊平川さけ科学館の設置目的	1
2	札幌	市豊平川さけ科学館の機能	1
	(1)	さけのふ化及び成長過程の観察の場の提供機能	1
	(2)	さけの生態及びさけの生息のための自然環境の保全に関する資料の展示機能	1
	(3)	さけに関する学習の指導機能	1
	(4)	豊平川におけるさけの回帰機能	1
	(5)	その他の機能	1
第 2	施調	<b>投の管理業務に関する基本的方針</b>	1
第3	管理	理の基準	
1	管理	物件	2
2	管理	の基準	2
	(1)	開館時間及び休館日	2
	(2)	利用の制限に関する事項	2
	(3)	札幌市個人情報保護条例の適用について	2
	(4)	札幌市情報公開条例の適用について	2
	(5)	札幌市行政手続条例の適用について	2
	(6)	札幌市オンブズマン条例の適用について	3
	(7)	札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の適用について	3
	(8)	その他	3
第 4	. 業	<b>务の内容と要求水準</b>	4
1	総括	的事項	4
	(1)	管理運営業務の基本方針	
	(2)	平等利用の確保	
	(3)	地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進	
2		管理業務	
_	(1)	<u>〒</u>	
	(2)	管理水準の維持向上に向けた取組	
	(3)	第三者に対する委託業務等の管理	
	(4)	市民との協働、地域等との連携による取組	
	(5)	財務	
	(6)	苦情対応	
	(7)	記録・モニタリング・報告・評価	
3	,	<ul><li>・設備等の維持管理に関する業務</li></ul>	
9	(1)	総括的事項	
	(2)	施設、設備等の維持に関する管理	
	(3)	防災業務	
1		の計画及び実施に関する業務	
-1	平未 (1)	さけのふ化及び成長過程の観察の場の提供に関する業務	
	(2)	さけの生態及びさけの生息のための自然環境の保全に関する資料の展示に関する業務	

19
19
必要な業務20
21
21
21
業務21
22
22
22
22
22
22
23
23
23
23
23
頁一覧24
頁一覧24
頁一覧24 29
頁一覧    24 <b>29</b> 29
頁一覧    24 <b>29</b> 29 29
頁一覧 24 29 29 29 29
頁一覧 24 29 29 29 29 29
頁一覧 24 29 29 29 29 29 29 30
頁一覧 24 29 29 29 29 29 29 30 31
頁一覧 24 29 29 29 29 29 29 30 31 31
頁一覧 24  29 29 29 29 29 30 31 31 32
頁一覧 24 29 29 29 29 29 29 30 31 31
頁一覧 24  29 29 29 29 29 30 31 31 32
頁一覧 24  29 29 29 29 29 30 31 31 32 32
頁一覧 24 29 29 29 29 29 30 31 31 32 32 32
頁一覧 24  29 29 29 29 29 30 31 31 32 32 32 33 33
頁一覧 24 29 29 29 29 29 30 31 31 32 32 32 33 33
頁一覧 24  29 29 29 29 29 30 31 31 32 32 32 33 33 33

別表 1	管理物件6	5
別表 2	備品台帳7	0'

## 第1 札幌市豊平川さけ科学館について

## 1 札幌市豊平川さけ科学館の設置目的

札幌市豊平川さけ科学館は、豊平川におけるさけの回帰事業の実施を通して生物や自然環境の保全に関する知識の普及啓発を行い、自然の豊かな都市環境の形成に寄与することを目的として設置しています。

## 2 札幌市豊平川さけ科学館の機能

札幌市豊平川さけ科学館は、設置目的の達成に向け、以下の機能を有しています。

# (1) さけのふ化及び成長過程の観察の場の提供機能

採卵ふ化室、飼育展示室などを有し、さけの採卵、受精から稚魚の成長の様子を間近で観察できるよう実習などを行っています。

# (2) さけの生態及びさけの生息のための自然環境の保全に関する資料の展示機能

本館展示ホールでは、さけの生態や札幌周辺の河川の紹介、カムバックサーモン運動から現在に至る環境保全の活動などをパネルやビデオなどで展示しています。

## (3) さけに関する学習の指導機能

さけや札幌周辺で見られる魚類に関する学習の一助として、市内の川での観察会や小 学校での指導などを行っています。

## (4) 豊平川におけるさけの回帰機能

さけの人工ふ化を行い、豊平川に放流することにより、さけの回帰を継続させる活動を行っています。

#### (5) その他の機能

その他札幌市豊平川さけ科学館の設置目的に沿ったイベントや事業を実施しています。

## 第2 施設の管理業務に関する基本的方針

札幌市豊平川さけ科学館の管理運営に当たっては、次の基本方針に沿って行うこと。

- (1) 札幌市の公の施設であることを常に念頭におき、市民の福祉の増進に努め、市民の公平 な利用に供するよう管理運営を行うこと。
- (2) 第1に挙げた施設の設置目的等に資するよう適切な管理運営を行うこと。
- (3) サービス水準の維持向上に努め、安定的かつ継続的なサービスの提供がなされるよう管理運営を行うこと。
- (4) 利用者や地域住民の声を常に把握し、施設の管理運営に反映させること。
- (5) 最少の経費で最大の効果を挙げるよう管理運営の効率化に努めること。

## 第3 管理物件及び管理の基準

## 1 管理物件

別表1のとおり

#### 2 管理の基準

#### (1) 開館時間及び休館日

開館時間	午前9時15分から午後4時45分まで
休 館 日	(1) 月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第
	178 号)に規定する休日に当たるときは、当該月曜日後最初に到来
	する同法に規定する休日以外の日)
	(2) 12月29日から翌年1月3日まで

※特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。この場合、事前に札幌市の承認を得ること。

## (2) 利用の制限に関する事項

札幌市豊平川さけ科学館条例(昭和59年条例第42号)第4条各号に定める場合には、 さけ科学館に入館しようとする者又は利用者に対して入館を禁じ、又は退館を命じるこ とができる。

# (3) 札幌市個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、札幌市個人情報保護条例(平成 16 年条例第 35 号)第 46 条の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、札幌市と同等の責務(収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等)が課せられるほか、札幌市から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じること。

# (4) 札幌市情報公開条例の適用について

指定管理者には、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第22条の2の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、札幌市から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じること。

なお、情報公開にかかる事務処理については、札幌市指定管理者情報公開要綱(平成 15 年 12 月 15 日助役決裁)及び札幌市出資団体等情報公開要綱(平成 12 年 3 月 30 日市 長決裁)に定めるところにより行うこと。

# (5) 札幌市行政手続条例の適用について

- ア 指定管理者は札幌市行政手続条例(平成7年条例第1号)第2条第4号の「行政庁」 に該当するため、使用承認等の行政処分は、同条例の定めに従って行うこと。
- イ 使用承認等の審査基準及び標準処理期間を定める場合は、札幌市の基準等に準じた 内容とし、札幌市に届け出ること。
- ウ 使用承認の取消し等の不利益処分を行う場合において意見陳述のための手続を行 うときは、札幌市に対して事前に通知し、手続終了後に経過及び結果について報告す ること。

エ 聴聞の手続に関する必要な事項について、札幌市聴聞等に関する規則(平成6年規則 第51号)に準じた内容の聴聞規則等を定め、札幌市に届け出ること。

## (6) 札幌市オンブズマン条例の適用について

指定管理者は札幌市オンブズマン条例 (平成12年条例第53号) 第20条の規定により、 オンブズマンが、苦情等の調査のため必要があると認めたときに実施する質問、事情 聴取、又は実地の調査について協力するよう努めること。

# (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の適用について

指定管理者は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第6条の「事業者」、第7条第2項の「公共事業等に係る契約の相手方」にあたることから、条例の基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。具体的な取組みについては、以下の通り。

- ア 都市公園が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団。以下同じ。)の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。なお、都市公園利用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)や暴力団関係事業者(暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者。以下同じ。)などであるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除に係る照会事務マニュアル」に従って必要な対応を行うこととし、その際は、原則、札幌市に相談し、その指示に従うこと。
- イ 協定に関連する契約(第三者への委託、物品調達等)について、暴力団員や暴力団関係事業者を相手方としないこととする。また、既に締結している契約の相手方が暴力団員または暴力団関係事業者であると判明した場合、直ちに札幌市に報告し、その指示に従うこと。既に締結した契約の相手方またはこれから契約を締結しようとする相手方が暴力団員または暴力団関係事業者であるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って対応することとし、その場合は、原則、札幌市に相談し、その指示に従うこと。

## (8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律((平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という)における「民間事業者」の区分に該当し、「障がい者への合理的配慮」について努力義務を課されているが、指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、法的義務を課されている国・地方公共団体等行政機関である札幌市に準じた対応を行うこと。具体的な取組については、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」(対応方針)及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」(接遇要領)を参照すること。

#### (9) その他

- ア 管理業務を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、札幌市内 の企業等の積極的な活用に努めること。
- イ 管理業務を行うに当たり、職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等を行う場合 は、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に努めること。

ウ 第三者への委託、物品の調達にかかる支払は「政府契約の支払遅延防止等に関する 法律」第6条に準拠するよう努めること。

# 第4 業務の内容と要求水準

札幌市豊平川さけ科学館の業務内容と業務毎の要求水準は、以下のとおりとする。 なお、以下に記載する項目のうち、業務の計画を作成することとしているものについては、 札幌市との協議のうえ、その内容を決定する。

#### 1 総括的事項

#### (1) 管理運営業務の基本方針

札幌市豊平川さけ科学館の管理運営に関して、指定管理者としての基本方針を策定する。

## ◇要求水準

ア 札幌市豊平川さけ科学館の管理運営に関して、第1で挙げた施設の設置目的を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針を明確化すること。

イ 基本方針の策定にあたっては、施設運営の透明性を確保するよう特に留意すること。

## (2) 平等利用の確保

札幌市豊平川さけ科学館における平等利用を確保するための方針及び取組項目を明確 化し、各取組を実施する。

#### ◇要求水準

上記方針及び取組項目として明確化する内容には次の内容を含むこと。

- ・平等利用を確保する上での指定管理者としての基本的な方針
- ・上記方針を具体化する上での統括責任者の役割、職員の心構え
- ・札幌市豊平川さけ科学館において不当な差別的取扱いに該当するおそれのある行為 等
- ・これらの行為等を発生させないように組織として対応する取組項目
- ・その他、平等利用確保に際しての留意事項等
- ※平等利用の基本的な考え方については、地方自治法第 244 条第 3 項、事務処理要綱 第 5-3-(1)、及び第 1 に記載した札幌市豊平川さけ科学館の設置目的を参照するこ と。

#### (3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進

管理業務を行うに当たっては、札幌市環境マネジメントシステムを通じて、地球温暖 化対策及び環境配慮の推進に努めること。

#### ◇要求水準

ア エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)を遵守し、札幌市豊平川さけ科学館におけるエネルギー使用を適切に管理し、

その合理化を進めること。

- イ 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- ウ ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- エ 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。
- オ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリ

ングストップの実施など環境に配慮した運転に心がけること。

- カ 管理業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライ ン指定品を使用すること。
- キ 業務に係る従業員に対し、環境マネジメントに関する研修を行うこと。
- ク 省エネルギーに係る業務計画として、管理業務の開始後速やかに次の資料を作成し、 札幌市に提出するほか、毎年度、別紙1に示す報告書類を提出すること。
  - ・「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示第 66 号)」に規定する各管理標準

#### 2 統括管理業務

サービス水準の向上及び経費の節減に向けた適切な管理運営を確保するため、各業務の全体を統括する。

# (1) 管理運営組織の確立

## ア 責任者の配置、組織の整備

札幌市豊平川さけ科学館の管理運営業務に関して統括的に責任を負う者(以下「統括責任者」という。)を1名配置するとともに、その職務代理者を定める。また、札幌市豊平川さけ科学館の管理運営業務を適切に行い得る組織を整備・維持し、その内容を一覧できる組織図を作成する。

#### ◇要求水準

- (ア) 統括責任者は、自ら定めた管理運営の基本方針の具体化を始めとして、札幌市と指定管理者との協議、必要な報告、その他本仕様書に示す業務の全体(以下「本業務」という。)を統括するとともに、本業務に関する札幌市その他との対外的な協議等について、責任を持って一元的に対応すること。
- (イ) 職務代理者は、統括責任者がその職務を担えなくなった際に、統括責任者を代 理すること。
- (ウ) 組織の整備に当たっては、本仕様書に示す各業務の分担、指揮命令系統、緊急 時の連絡系統、その他必要な内容を規定すること。

## イ 従事者の確保、配置

札幌市豊平川さけ科学館の管理運営業務を適切に行うために必要な従事者(以下「職員」という。)を確保する。また、職員の配置計画を作成し、各職員に業務を割り当て、アで整備した各組織に配置する。

職員の賃金については、業務計画書(募集要項様式4-4)に記載した最低時給額を下回らないこと。

#### ◇要求水準

(ア) 管理運営の開始日以降指定期間の満了日に至るまで、本業務に必要な職員を、職員の休暇等の場合も含め業務に支障が生じないように確保し、当該職員が担当する業務内容を明確にした上で、適切な担当部署に配置すること。

## 「(取組がある場合)

(イ) 非正規職員から正規職員への転換に向けた取組 非正規職員から正規職員への転換に向けた取組として、業務計画書(募集要項 様式3)に記載した内容を実施すること。

## ウ 人材の育成

業務に支障が及ばないよう万全を期するため、職員に対して、業務上必要とされる

研修、指導教育(以下「研修等」という。)を実施する。

研修等は、各年度の実施計画(以下「研修計画」という。)に基づき実施する。なお、研修は、指定管理者が自ら行うものの他、公的機関その他の組織が行う研修等に従事者を派遣して行うことも可能とする。

#### ◇要求水準

- (ア) 研修等を通じて、職員が割り当てられた業務を完全に理解し、その実施に支障が生じない状況を確保すること。なお、理解すべき内容としては、少なくとも次の内容を含むものであること。
  - ・各職員が行うべき業務の内容及び責任、利用者への接遇、業務上遵守すべき関係法令・条例・規則等の規定内容、防火・防災対策、環境への配慮、その他業務に必要な知識や技術、心構え等
- (イ) 研修計画には、次の内容を含むこと。
  - ・研修等の実施方針
  - ・研修等の実施項目、各項目の概要、実施スケジュール

## エ 労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上

札幌市豊平川さけ科学館における市民サービスの水準を維持向上させるとともに、 雇用の確保を図るため、職員の雇用に関する関係法令を遵守し、必要な規定の作成や 届出等を行うとともに、雇用環境の維持向上に努める。

#### ◇要求水準

- (ア) 職員の雇用に関しては労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、その他札幌市豊平川さけ科学館の管理運営にあたり関連する労働関係法令を遵守し、就業規則その他の必要な規定等を整備するとともに、必要な届出を監督官庁に行うこと。
- (イ) 職員に対する給与、賃金等の支払を適切に行うこと。
- (ウ) 職員個々が市民サービスの向上、管理経費の縮減に意欲を持って取り組めるよう、安全衛生やコミュニケーションを含め、十分な労働環境を整えること。

#### (2) 管理水準の維持向上に向けた取組

札幌市豊平川さけ科学館利用者のニーズに柔軟に対応するとともに、安全性、効率性、 その他札幌市豊平川さけ科学館の管理水準を維持向上させていくため、組織内では常に 情報を共有するとともに、各業務について見直しを行い、改善を図る。

#### ◇要求水準

- (ア) 情報の共有方法を明確化し、必要な情報を職員が十分に把握していること。
- (イ)業務の見直しを行う方法を明確化し、定期的に見直しを行うこと。特に、事故防止については、見直し、改善を含め、日常的に組織的取組を行うこと。

#### (3) 第三者に対する委託業務等の管理

# ア 第三者に対する委託業務等における適正の確保

募集要項5-(9)-ウに示す第三者に対する委託を行う業務の実施にあたり、適正を確保する。

- (ア) 第三者への委託を行う場合には、軽微なものを除き札幌市の承認を得ること。
- (4) 第三者への委託を行う場合には、相手方となる事業者(以下「受託者」という。) が、委託した業務の履行にあたり札幌市豊平川さけ科学館の管理運営における市民サービスの向上について配慮するとともに、利用者の安全を十分に確保するよ

- う仕様等を作成すること。
- (ウ) 第三者への委託は指定管理者の責任において行うものであることについて、受 託者の十分な理解を確保すること。

# イ 受託者への適切な監督、履行確認

受託者に対しては、指揮監督を徹底するとともに、必要な履行確認を行う。

- ◇要求水準
- (ア) 受託者との契約にあたり、受託者に対して必要な指揮監督を行う部署及びその 責任者、受託者側の責任者を明確にし、指揮命令系統及び連絡系統を確立すること。
- (イ) 委託した業務が当該契約に基づき適切に行なわれるよう、必要な指導、指示、 検査、確認を行うこと。
- (ウ) 受託者に対し、委託した業務に関連する労働関係法令を遵守するよう、適切な 監督、指導を行うこと。
- (エ) 受託者に対して、札幌市豊平川さけ科学館の業務を行うために必要な従事者の 法令順守状況及び労働環境(賃金、労働時間、各種保険の加入状況、健康診断の 実施状況等)に関わる情報提供を求めること。ただし、個人情報保護の観点等か ら情報の収集が困難な場合は、その状況、経緯等について札幌市に報告を行い必 要な指示を仰ぐこと。

# ウ 協定に関連する契約の相手方からの暴力団員又は暴力団関係事業者の排除

暴力団員または暴力団関係事業者を協定に関連する契約の相手方としないために、 必要な対応を行う。

#### ◇要求水準

(7) 第 3-2-(7) - イに定める対応を行うこと。

#### (4) 市民との協働、地域等との連携による取組等

#### ア 市民との協働や地域等との連携

札幌市豊平川さけ科学館の管理運営や自主事業の実施にあたり、ボランティア活動団体、地元自治会、その他関連する団体、組織、機関等との良好な関係を維持するとともに、必要に応じ市民との協働や地域等との連携を図る。

#### ◇要求水準

- (ア) 指定期間開始後速やかに、ボランティア活動団体、地元町内会、その他関連する団体等の把握に努め、必要となる関係機関等の一覧表を作成すること。
- (4) 市民やボランティア等との共同事業の推進を図ること。

#### イ 札幌市等との連絡調整

札幌市、指定管理者等で構成する札幌市豊平川さけ科学館運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。協議会においては、管理業務の状況の報告、管理運営水準の維持向上に向けた協議を行う。なお、管理業務は、札幌市と締結する協定に基づき実施することとなるが、協定書に定めの無い事項及び管理運営上疑義を生じた場合は、札幌市と協議の上これを決定するものとする。

- (ア) 協議会は指定管理者の主催により指定期間中1年に1回以上開催すること。
- (4) 協議会の運営は指定管理者が行うこと。また、協議会では以下の項目について

協議等を行うこと。

# 〈協議等の項目〉

- ・本業務の報告と札幌市豊平川さけ科学館の管理運営上の問題点や改善に関する 事項
- ・施設の管理運営に係る各種規程、要綱、マニュアル等を新たに作成する場合の 概略
- ・本仕様書において協議会での協議を必要とする旨が記載されている項目
- ・その他、札幌市豊平川さけ科学館の市民サービスや管理水準の維持向上に向け た取組
- (ウ) 協議会の内容は記録するとともにその要旨を札幌市に確認すること。また、必要に応じてその要旨を施設内に掲示すること。

# (5) 財務

## ア 資金管理

札幌市豊平川さけ科学館の安定的かつ効率的な管理運営を確保するため、本業務に関する資金(協定書に定める管理費用、その他の収入。以下「管理費用等」という。) 及び本業務とは別に指定管理者が札幌市の承認を得て施設において実施する事業等(以下「自主事業等」という。)に関する資金を適切に管理する。

#### ◇要求水準

- (ア) 本業務を行うに当たっては、指定管理者が行っている他の事業と経理を明確に 区分し、年度ごとに収支その他経理に関する記録等を整備すること。
- (4) 本業務に係る経費の収支については、独立した預金口座により管理すること。
- (ウ) 管理費用等の適切な管理を第三者による監査などの客観的な方法で点検・確認すること。
- (エ) 自主事業等の経費の管理については、第5-1-(3)を参照。

#### イ 現金等の適正な取扱

現金等が不適切に取り扱われることの無いよう、現金等の取扱に関する規定(以下「現金等取扱規定」という。)を整備し、運用する。

- (ア) 現金等取扱規定には、以下の項目に関する規定を含むこと。
  - なお、複数の規定類により各項目について規定していても差し支えない。
  - ・現金の取扱に関する管理体制
  - 現金の取扱事務の運用手続
  - ・現金の保管方法
  - ・銀行口座の管理方法
  - ・金券類の管理等の適切な取扱い
  - ・以上の現金等の取扱に付随する帳票、経理書類の様式
- (イ) 現金等取扱規定においては、現金等の取扱に関し事故、不祥事を未然に防ぐ仕 組みを構築し、運用すること。
- (ウ) 現金等の取扱に関して、事故、不祥事が発生した場合には、当該事実を確認し

た日時、事実の概要を記録するとともに、当該事実等について即時に札幌市に報告すること。

#### (6) 苦情対応

施設の管理に関する利用者その他の市民からの要望、苦情等(以下「苦情等」という。) に迅速かつ適切に対応し、その結果を札幌市に報告する。

## ◇要求水準

- (ア) 苦情等への対応手続を文書により整備すること。また、職員が、当該手続の内容 を十分に理解していること。
- (イ) 苦情等を受け付ける担当部署を明確化し、利用者、その他必要な者に対して十分 に周知していること。なお、利用者等からの申し出があった場合には、当該担当部 署とは異なる部署においても苦情等は受け付けること。
- (ウ) 苦情等を受け付けた場合は、その内容に応じて必要な対応を行うこと。
  - a 指定管理者のみで対応が可能なものについては、適切な対応を行った上で、札幌市に報告すること。
  - b 指定管理者のみでは対応が難しいもの、札幌市の判断を要するものについては、 速やかに札幌市に相談し、その指示に従うこと。
- (エ) 市政に関し、指定管理者の業務には全く関わりの無い苦情等があった場合には、 速やかに札幌市に報告すること。
- (オ) なお、札幌市になされた苦情等の対応上必要と認めるときは、指定管理者に対し報告を求め、現地を調査し、又は必要な指示を行う。

#### (7) 記録・モニタリング・報告・評価

## ア 記録

指定管理者は、本業務の実施に関する記録・帳簿等を整備、保管し、指定期間の満 了時や指定の取消時には、札幌市または次期指定管理者に速やかに引き継ぐ。

## ◇要求水準

以下の帳簿等を常に整備し、これらを5年間保管すること。ただし、5年が経過する前に、指定期間が満了しまたは指定が取消された場合は、札幌市の指示に従い、 札幌市または次期指定管理者に速やかに引き継ぐこと。

- 事業日誌
- ・管理業務に関する諸規定
- 文書管理簿
- 各年度の事業計画書及び事業報告書
- ・収支予算及び収支決算に関する書類
- ・金銭の出納に関する帳簿
- ・物品の受払に関する帳簿(別表2に記載する備品及びその他の備品で指定管理者が調達したものについてそれぞれ明示し、その受払について記載したもの)
- ・以上のほか、別紙1に示す本仕様書に規定する業務に関する記録書類、及び札 幌市が必要と認める書類

#### イ セルフモニタリング

指定管理者は、札幌市豊平川さけ科学館の管理運営業務の実施状況及び利用者や地域住民の声について、自ら監視・測定(以下「セルフモニタリング」という。)を行う。

#### ◇要求水準

- (ア) 業務の全体に関して、以下の内容を含むセルフモニタリングを行うこと。
  - a 利用者満足度の測定等
  - ・利用者アンケート調査を行い、施設利用者の施設利用に係る満足度等を測定するとともに、意見、要望等を把握する。
  - ・調査は、公正な方法で行うこと。
  - ・利用者アンケート調査には、札幌市豊平川さけ科学館の利用による総合的な満足度、各種体験に関する満足度及び職員の接遇等を把握できる調査項目を盛り込むこと。
  - ・調査結果については、集計・整理後速やかに札幌市に文書及び電子データにより報告するとともに、札幌市豊平川さけ科学館の利用者にも掲示により周知すること。
  - ・調査に当たっては、個人情報保護条例の遵守を徹底すること。
  - ・総合満足度及び職員の接遇についての満足度に関する利用者アンケートについては、以下の通り実施すること。

# <調査対象>

札幌市豊平川さけ科学館利用者。

#### <調査標本>

年齢・性別・利用形態(特定のイベント等)に調査対象が偏ったり、あるい は調査時期が特定の季節に偏ったりすることがないように配慮すること。

#### <調査頻度>

年に1回以上実施すること。

#### <質問及び選択肢>

・総合満足度に関するアンケート

質問: 当施設の総合的な満足度は次のどれに当てはまりますか。

回答選択肢 ア とても満足

イ まあ満足

ウ普通

エ 少し不満

才 不満

・職員の接遇についての満足度に関するアンケート

質問: 当施設の職員の接遇に関してどのように感じましたか。

回答選択肢 ア 大変良かった

イ まあよかった

ウ普通

エ あまりよくなかった

オ 悪かった

## b 苦情等の整理、分析

- ・施設利用者、地域住民、その他からの苦情や要望は、その内容に従い分類し、 件数及び内容の傾向等を分析する。
- ・当該分析結果は随時、札幌市及び協議会において報告した上で、施設内に掲示

すること。また、随時作成した分析結果を活用して、別途、年度単位の分析を 行うこと。

- c各業務のセルフモニタリング
- ・別紙1に記載した各業務の記録の作成等を行うこと。なお、業務の実施方法等と合わせて記録・測定等の方法を集約するなど、合理化を図ることもできる。 ただし、この場合にも、別紙1に記載した内容は含むこと。
- d 業務・財務検査項目の自己チェック
- ・半年に1回程度、札幌市と指定管理者が協議して決定した月に、札幌市が示す チェックリスト(現行のリストは別紙5参照)を用いて、業務や財務に関する 自己チェックを実施し、その結果を記録し、また、改善が必要な項目がある場 合、その改善提案を含め札幌市に報告すること。なお、改善提案を行った項目 については、札幌市への報告後1か月以内に再度確認し、札幌市に報告するこ と。
- eその他
- ・a、b、c、dに挙げたほか、各業務の要求水準に記載した項目について自ら実施 手法を提案し、札幌市の承認を得た上でセルフモニタリングを行うこと。
- (4) 利用者アンケート調査結果については、以下の項目毎の水準を目標とする。
  - ·総合満足度:70%
  - ・各種体験等に関する満足度:80%
  - 接遇に関する満足度:80%

#### ウ 事業等の報告

指定管理者は、以下の報告書類を協定で定めるところにより提出するほか、別紙1 に示す報告書類、その他札幌市が要求する報告書類について、適宜提出する。

# ◇要求水準

- (ア) 毎年度終了後に提出する報告書類
  - 毎年4月20日までに提出すること。(a, b)

毎年5月31日までに提出すること。(c,d)

- a 当該年度の管理業務の実施状況報告書(札幌市豊平川さけ科学館の利用状況、環境への配慮に係る取組状況等)
- b 自主事業に係る報告書
- c 当該年度の管理にかかる収支決算書
- d 当該年度(又は当該年度中に終了する事業年度)の団体の経営状況を説明する 書類〔収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類、貸借対照表及び財産目録 またはこれらに相当する書類〕
- e 各種法定点検の実施報告書(随時)
- (イ) 毎月終了後に提出する報告書類
  - ・当該月の管理業務の実施状況報告書(札幌市豊平川さけ科学館の、大人子供別の 利用状況等及びソフト事業の実施状況など)
- (ウ) その他
  - ・指定期間初年度においては、決算後速やかに、(ア)に挙げた団体の経営状況を説明する書類(指定期間初年度の前事業年度分)を提出すること。
  - ・1日の業務内容(点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等)や市

民対応など特記事項を記した日報等を作成すること。

## エ 札幌市の検査・確認・要請に対する対応等

指定管理者は、施設の管理運営の一切に関する札幌市の検査・確認・要請等に誠実に対応する。

なお、検査・確認等の結果、指定管理者の業務が協定書に定める管理運営業務の基準を満たしていないと判断した場合は、札幌市は、指定管理者が必要な改善措置を講ずるよう指示等を行うことがあるので留意すること。(募集要項1129-(4)を参照のこと。)

# ◇要求水準

- (ア) アに挙げた帳簿等、その他管理運営及び経理状況に関する帳簿類は常に整理し、 札幌市からこれらに関する報告や現地調査を求められた場合には、速やかに指示 に従い、誠実に対応すること。
- (4) 札幌市は、ウに挙げた報告書類等の検査、定期的又は随時の現地調査(給与・賃金等の支払状況や口座残高の確認等の財務検査を含む)、その他管理の基準、管理業務等に関する仕様書等に基づき、指定管理者が業務を適切に実施しているかの検査、確認を行うので、指定管理者は、これらの検査等に協力すること。

#### 才 事業評価

指定管理者は、施設の利用状況、セルフモニタリングの結果等を踏まえ、札幌市が 定めるところにより、管理業務の自己評価を行い、毎年度事業報告書の提出にあわせ て札幌市に報告する。

#### ◇要求水準

- (ア) 評価は、統括責任者が中心となり、可能な限り利用者と直接接する職員の意見 等も反映させることのできる方法により行うこと。
- (イ) 札幌市は、指定管理者の自己評価をもとに、指定管理者の業務評価を行い、その結果に基づき必要な指示等を行うとともに、評価の結果を公表する。

札幌市が公表した評価結果については、施設内に掲示すること。

※なお、札幌市は、必要なサービス水準の確保、その他施設の管理運営に関し必要があると認めたときは、利用者ニーズを把握するための調査を行う場合がある。

#### 3 施設・設備等の維持管理に関する業務

#### (1) 総括的事項

#### ア 利用者等の安全確保、市民サービスの向上への配慮等

各業務の実施にあたっては、利用者等の安全確保を第一に優先するとともに、市民 サービスの向上について十分に配慮する。

また、法令の遵守を徹底するとともに、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理する。

- (ア) 各業務に関して、札幌市豊平川さけ科学館利用者、歩行者、近隣住民、職員、 その他業務に関連する者の安全が十分確保されること。
- (4) 各業務を実施する際に、利用者の施設利用の支障にならないよう配慮するとと もに、利用者に対し業務の実施について十分に案内すること。
- (ウ) 必要な場合には、法令等に従い当該要件を満たす有資格者により作業が行われること。

- (エ) 拾得物の取扱は遺失物法(平成18年法律第73号)に基づき適正に行うこと。
- (オ) 災害、救急にかかる対応を適切に行うこと。
- (カ) 施設・設備や遊具の利用方法で、不適当と認められるものについては、適正な利用方法を指導すること。

## イ 連絡体制の確保

各業務に関する連絡体制を確保する。

◇要求水準

緊急事態が発生した場合など、必要に応じて職員に連絡される体制が確保されていること。

#### ウ 損害賠償

- (ア) 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、札幌市の負担とする。
- (イ) 損害賠償保険等の加入

管理業務の実施に当たり、指定管理者の故意又は過失により、札幌市又は第三者 に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とする。

なお、指定管理者においては、次に掲げる内容を補償する損害賠償責任保険に加入すること。

- ・対象:管理物件内における維持管理期間中の法律上の賠償責任
- ・期間:指定管理の指定期間
- ・その他:被保険者を指定管理者(指定管理者から委託を受けた者を含む。)及び 札幌市とし、交差責任担保特約を付加すること。
- ※参考(札幌市において都市公園等(指定管理者制度導入部分を除く)について加入している保険額(施設所有(管理)者賠償責任保険) (札幌市豊平川さけ科学館は未加入。)

・対人保障:1億円/人・事故保障:2億円/件

•対物保障:2千万円

#### (2) 施設、設備等の維持に関する管理

利用者が安心、快適かつ楽しく札幌市豊平川さけ科学館を利用できるように、常に施設・設備等を適正な状態に維持する。

維持管理に当たっては、年間維持管理業務計画書を作成し、次の各号の業務を行うものとする。また、常に巡視、点検を実施し、利用者及び施設等の安全に万全を期すものとし、各作業の実施に当たっては、利用者及び作業者に対する安全対策を徹底する。

なお、美観又は衛生において良好な状態を保つことができないおそれがある場合や安全及び管理運営に支障がある場合は、この仕様書の記載の有無に関わらず、指定管理者は良好な状態を保つため又は安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

## ア 清掃業務

施設の快適な環境を保つため、日常清掃、計画清掃、廃棄物収集処理を行う。

日常清掃では、毎日、定期的に行う清掃(以下「定期清掃」という。)、施設利用者 等からの連絡、要求に基づき行う清掃(以下「対応清掃」という。)を行う。

計画清掃では、日常清掃で行うことが困難な清掃を計画的に行う。

廃棄物収集処理では、施設運営に伴い排出されるゴミ、廃棄用紙、段ボール、資源物等を定期的に収集、処理する。

#### ◇要求水準

- (ア) 日常清掃:別紙2-1のとおり
- (イ) 計画清掃:別紙2-2のとおり
- (ウ) 廃棄物収集処理:別紙2-3のとおり

## イ 警備業務

施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人心の安全を図り、もって円滑な管理運営を行う。

このため、指定管理者は、警備計画を作成し、当該計画に従い以下の業務を行う。

- 鍵の管理
- ・開館時及び閉館時の開場、施錠及びシャッターの開閉
- 出入管理
- ・施設の秩序維持
- ・機械警備システム等の管理
- その他下記要求水準を達成するために必要な業務

なお、業務の時間帯と時間帯毎の業務内容は以下のとおりとし、対象区域は札幌市 豊平川さけ科学館施設及び敷地とする。

#### 〈警備業務の時間帯〉

時間帯	区分
午前8時45分~午後5時15分	職員による対応
(休館日を除く)	
午後5時15分~午前8時45分	機械警備
休館日は24時間	

#### ◇要求水準

- (7) 警備計画には、次の内容を含むこと。
  - ・日常的な業務内容、スケジュール
  - ・緊急時の対応手順
- (4) 警備業法、消防法、労働安全衛生法などの関係法令を遵守すること。
- (ウ) 札幌市豊平川さけ科学館利用者に不快感・威圧感を与えないこと。
- (エ) 個別業務の標準は別紙3のとおりとする。

# ウ 施設及び設備の保守点検業務

施設及び設備(以下「施設等」という。)の全般の機能を良好に維持管理するとともに、施設等の劣化を早期に発見し、措置するため、日常点検、定期点検、その他必要な保守点検業務を実施する。

- (ア) 施設等が所要の性能を発揮する状態を維持すること。
- (イ) 点検の結果設備の部品、消耗品等の交換が必要となる場合には、速やかに交換すること。
- (ウ) 施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設等の安全性を確保すること。

(エ) 業務の対象となる施設等と業務の標準は別紙4のとおりとする。

#### エ 修繕

施設等の全般の機能を良好に維持管理するとともに、施設管理上のトラブルが原因で市民等の利用に支障が生じることのないよう、施設及び設備全般について、破損、故障等が発生した場合又は短期間のうちに確実に破損、故障等が発生すると見込まれる場合(以下「破損、故障が発生した場合等」という。)は、速やかに修繕を行う。

#### ◇要求水準

- (ア) 利用者等から破損、故障等の発生について連絡を受けた場合においては、速やかに実際の状況を確認すること。
- (4) (7) の場合も含め、破損、故障が発生した場合等には、応急処置、修繕費用・期間、原因の調査など、必要な初期対応を行うこと。また、当該対応の結果について、遅滞なく札幌市に報告すること。
- (ウ) 修繕を行うにあたり第三者と委託契約を締結する際には、札幌市契約規則及び 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領(平成20年3月28日財政局理事決裁)第 91条に準じて、軽微なもの、緊急を要する場合などを除き原則として複数の団体 から見積等を徴すること。また、修繕等を行うに当たっては、緊急に実施する必 要のある場合を除き、事前に札幌市の承認を得ること。なお、緊急に実施した修 繕については、実施後速やかにその概要を札幌市に報告すること。
- (エ) 施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設等の安全性を確保すること。
- (オ) 修繕計画の策定

都市公園内の施設・設備等の破損、老朽化した場合の修繕方法の検討、見積書の徴収を随時行い、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、原則として毎年1回札幌市が別途指示するときに、必要修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、優先順位を整理し、札幌市に報告すること。

## 才 備品管理

札幌市が備え付ける備品(事務機器を含む。)は別表2のとおりとする。これらの備品は、利用に支障が生じることのないよう、常に保守点検、清掃等を行うとともに、不具合の生じた備品について、修繕を行う。

また、施設の管理運営にあたっては、指定管理者と札幌市とは備付けの備品(別表2)について物品使用貸借契約を締結するものとする。

なお、備品の加除があった場合は、札幌市及び指定管理者の双方合意のもとに、維持管理業務特記仕様書で定める備品台帳の加除欄へ内容を記入し、備品管理に努め、協定改定は不要とする。

#### ◇要求水準

- (ア) 備品は所要の性能を発揮する状態を維持すること。
- (4) 利用者等から備品に関する不具合の連絡を受けた場合、速やかに実際の状況を確認し、修理、説明、代用品の確保、原因の確認など、必要に応じた対応を行うこと。
- (ウ) 別表 2 に記載する備品は毎年度全件が対象となるよう計画を立て、その有無及 び状態を点検すること。

## 力 外構緑地管理

敷地内の外構、緑地について、美観の保持、利用者の安全、防犯及び近隣への配慮 という点から、点検、剪定、除草、病害虫防除、養生、冬囲い等適切な維持管理を行 う。

# ◇要求水準

- (ア) 以下の状態を維持すること。
  - ・風、降雪等による倒木が発生しないこと。
  - ・植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じないこと。
  - ・下草の草丈は概ね15cm以内に留めること。
  - ・落ち葉は、近隣に飛散しないこと。
  - ・敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まらないこと。
  - ・薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法 によること。
  - ・作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷が無いこと。
- (イ) 札幌市豊平川さけ科学館は北海道が管理する真駒内公園内にあるため、外構緑地管理においては真駒内公園管理者と十分に協議の上、実施すること。

## (3) 防災業務

地震、火災、風水害等の災害(以下「災害等」という。)及び事故による傷病等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災計画を定めるとともに、日ごろから訓練を行い、利用者、職員等の安全確保を図る。

なお、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、災害等が発生した場合には、事実上避難者が集まることがある。その際は、施設の安全を確認した上で一時的に避難者を収容するとともに、区災害対策本部に連絡し指示を受けること。また、事後的に、指定避難所として指定され、避難所運営の支援など通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることから、避難者の安全管理等の運営の対応については、「札幌市避難場所運営マニュアル」にて、確認すること。

- (ア) 災害等の緊急事態が発生した場合には、防災計画に基づき、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応を取るとともに、発生の状況、その他必要な事項について 直ちに札幌市に報告すること。
- (イ) 防災計画には、以下の内容を含むこと。
  - 防災業務の実施方針
  - ・災害等が発生した場合の統括対応部署とその役割。その他の部署の役割分担と連 絡系統
  - ・災害等による被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及びその他の日常から の対策
  - ・札幌市豊平川さけ科学館における事故による傷病等の想定項目
  - 事故による傷病等を未然に防ぐための方策
  - ・万一事故等が発生した場合の対応方法(医療機関その他関係機関との連携を含む)
  - ・休館日の災害等への対応体制
- (ウ) 防災業務の実施にあたっては、次の基準、観点に従うこと。
  - ・札幌市豊平川さけ科学館利用者の安全を最優先で確保すること。
  - ・職員の安全、近隣住民への対応や関係機関との連携協力に十分に配慮すること。
  - ・開館中に災害等が発生した場合に、職員が必要な初動対応及び連絡等を行える状況を維持すること。

- ・開館中を除く時間帯に災害等が発生した場合に、必要な連絡体制及び損害、被害 の確認を行う体制を確立していること。
- (エ) 利用者等の急な傷病に適切に対応できるよう、近隣の医療機関との連携体制や職員 による応急救護体制を確立していること。
- (オ) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条に規定される防火管理者ないし防災管理者の選任、消防計画の策定及びその実施を通じて、消防法及び関係法令に規定される防火管理又は防災管理を徹底すること。
- (カ) 注意報・警報が発令されるなど、荒天が予想される場合には、事前に備品等の固定・ 収納を行うこと。
- (キ) 荒天後は、園内を巡視し、被害の有無を確認し、重大な事故がある場合は速やかに 札幌市に報告するとともに、危険箇所については、2次災害を引き起こさないように 処置を行うこと。

## 4 事業の計画及び実施に関する業務

札幌市豊平川さけ科学館の設置目的を達成するための事業を企画・立案し、実施する。

## (1) さけのふ化及び成長過程の観察の場の提供に関する業務

札幌市豊平川さけ科学館の設置目的の一つである、さけの生態についての理解を市民に深めてもらうことの実現のために、さけのふ化及び成長過程の観察の場を提供する。

#### ◇要求水準

ア 館内のふ化飼育施設において、さけのふ化飼育を行い、その過程を来館者に公開するための業務を実施すること。さけのふ化飼育については、さけ・ますふ化事業の手引(水産庁さけ・ますふ化場発行)等の資料や国立研究開発法人水産研究・教育機構北海道区水産研究所、地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけ・ます内水面水産試験場、一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会等専門機関の助言等を受けるなどして、最良の状態での飼育、公開を行うこと。

#### (ア) 親魚の蓄養

採卵受精用の親魚を成熟まで飼育池内で蓄養し、用水の検査測定及び成熟度合の 把握を常時実施して、採精・採卵の適期を逃さないようにすること。また、蓄養中 のさけを随時来館者に公開することができるように努めること。

科学館に管理職員が常駐していない夜間などの蓄養期間中の時間帯には、飼育池 に網などで覆いをすること。また、蓄養親魚の盗難等の恐れが認められるときは、 必要に応じ、職員等による宿直や夜間見回り等の体制を取ること。

# (イ) 採卵・受精

蓄養親魚の中から成熟魚を適期に選別し、採卵・採精により受精させる。この場合、親魚・卵等に衝撃を与えないよう適切な取扱いに努めること。

作業は出来る限り多くの来館者に公開することを目的としていることを十分考慮し、採卵受精の作業を行うこと。

#### (ウ) ふ化・飼育と成長過程の作業

ふ化・飼育の成育過程(収容期、発眼期、ふ出仔魚、ふ上稚魚及び遊泳稚魚)については、それぞれの成育過程時期に応じた適切な取扱いを行うこと。また、各成長過程時期を随時来館者に公開できるようにすること。屋外かんさつ池を使用する場合には、鳥類等が稚魚を捕食する可能性があるので、網をかける等して防止する

こと。

ふ化飼育の管理については、常に卵・稚魚の状態の把握に努め、適切水量調整及 び水温の検査等を実施し、状況に応じた処置(魚病予防の薬品処理、検卵淘汰及び 給餌等)を行い最良の管理飼育に努めること。

ふ化飼育に伴う水温、水量及び魚体等の測定検査や成育過程の観察記録等は、今 後のふ化飼育実施の参考資料や科学館での収録図書等として活用ができるよう細部 にわたって検査測定の記録に心がけること。

揚水ポンプの故障や停電時の自家発電機の不作動などの異常発生時等、非常警報装置作動の場合は、速やかに故障原因を確認し、機械設備等の補修等適切な処置を講じ、早急な機能回復に努めること。

常に、ふ化飼育に必要な水量の把握に努め、各系統別に適切な水量が確保できるよう水量の調整を行うこと。

- ウ さけのふ化飼育に関わる関係者との協議
- (ア) 収容親魚等の確保調整

科学館における親魚・卵等の配置について公開の効果も十分に考慮したふ化飼育計画を作成し、この計画に基づいて収容親魚を一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会等と調整のうえ確保すること。

(イ) その他調整協議

ふ化飼育に係わり生じる諸事情については、国立研究開発法人水産研究・教育機構北海道区水産研究所、地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけ・ます内水面水産試験場、一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会等関係者と綿密な調整を行い、最良の管理に努めること。

(2) さけの生態及びさけの生息のための自然環境の保全に関する資料の展示に関する業務 札幌市豊平川さけ科学館の設置目的実現のため、各種資料等の展示を行う。

#### ◇要求水準

ア 展示物の公開

科学館内の展示物については、展示物を見やすい状態に保つとともに、展示機器は 定期的に点検等を行い、開館中はそれぞれの展示物が機能するよう照明器具・機器等 を適切に操作すること。

イ さけの生態等及び自然環境等に係る知識の普及啓発

さけの生態や自然環境の知識の普及啓発のため、ふ化飼育過程の記録やさけの生息できる自然環境等について、わかりやすく解説したVTR・フィルム等の収蔵に努め、小・中学生の学習の教材、科学館内での放映等に活用するなどし、知識の普及啓発に努めること。

展示物は、さけの生態に関するものやさけの生息できる自然環境の保全に関するもの、その他豊平川の自然環境保全を啓発するもの等とし、自然環境等に係る知識の普及啓発に努めること。

ウ 展示している生物の飼育管理と公開

科学館内で飼育している生物については、水槽の清掃、給餌等生物の状態を良好に

保ち、公開すること。

#### エ 図書の閲覧

さけ、魚類及び河川環境などに関する図書の収蔵に努め、来館者の閲覧に供すること。

## (3) さけに関する学習の指導に関する業務

札幌市豊平川さけ科学館の設置目的をより良く実現するため、市民のさけに関する理解促進の支援として解説、説明などの業務を行う。

#### ◇要求水準

#### ア 来館者等に対する指導解説等

小・中学校の団体学習や町内会、修学旅行者等の団体見学者が来館し、説明の要望があった場合は、さけの生態や自然環境に対する説明等に努めること。

## イ 児童生徒のふ化飼育作業参加の際の作業指導

さけのふ化飼育の体験学習を希望する学校及び生徒のクラブ活動等での体験学習については、できる限り参加者にふ化飼育作業に触れてもらい、その際、適切な作業指導を行うとともに児童生徒の体験学習活動の推進に努める。

なお、効果の高い体験学習活動の推進を図るため、小・中学校等の教師等で組織する学習活動補助の体制の確立に努め、活動方法・指導方針等必要事項を打ち合わせ調整を行い、他の科学館利用者との調整も図りながら体験学習利用を進めること。

## ウ その他、館外での解説指導等

館外でのさけ授業やふ化飼育指導の推進に努めるとともに、環境問題等の講習会や 研修会等の講話等について依頼があった場合は、講話・指導等に努めること。

#### (4) 豊平川におけるさけの回帰に関する業務

カムバックサーモン運動の精神を現代に引き継ぐ活動として、豊平川におけるさけ稚 魚の放流を通じ、毎年のさけ回帰を確実に継続させる業務を行う。

#### ◇要求水準

ア 豊平川等に遡上したさけの捕獲

豊平川におけるさけの回帰継続のための種卵と科学館での展示公開のための親魚・卵・稚魚を確保するため、次により豊平川等でのさけ親魚捕獲に努めること。

(ア) 捕獲に係る計画の立案等

捕獲にあたっては、事前に方法、期間及び体制等の必要な計画を立て、この計画に基づき得る特別採捕許可の許可内容を遵守すること。

(イ) さけ採捕のための巡視

親魚捕獲期間中は、河川の巡視を実施し、さけの回帰状況や河川の状況等の把握に努めること。

巡視の際に、河岸に打ち上げられたへい死魚を発見した場合は、適切な処置を講じること。

# (ウ) 親魚捕獲作業

河川の巡視等により、さけを発見した際は滞留の状況、河川の流水状況等により 捕獲可能な場合は、その場所に適した漁具及び漁法により捕獲に努めること。

#### (エ) 捕獲親魚の取扱い

a 捕獲した親魚は科学館へ活魚輸送し、成熟まで蓄養すること。

- b 捕獲した親魚は、魚体計測及び採鱗等を行い、データ収集に努めること。
- c 捕獲した親魚の採卵後の取扱いについては、豊平川でのさけ捕獲目的等を十分に 配慮のうえ処分すること。

# (オ) 自然産卵状況の調査

豊平川等における今後のさけ回帰の検討のため、次により、河川で自然産卵された卵及び稚魚の採捕を行い、自然産卵状況の調査を行うこと。

a 自然産卵床の確認

親魚捕獲に係る巡視等から豊平川水系の自然産卵床の場所の確認・観察に努めること。

b 自然産卵状態の把握

自然産卵床を発見した場合は、卵・稚魚等の捕獲を行い、正確なデータ収集に努めること。

(カ) その他

さけの捕獲業務全般については、市職員と緊密な連絡調整のもとに実施すること。 イ さけ稚魚の放流について

豊平川等にさけの稚魚を放流する際は、確実にさけが回帰できるよう事前に方法、 期間及び体制等の必要な計画を立てること。

(ア) 放流する稚魚の確保

館内のふ化飼育施設で成長したさけの稚魚を優先的に放流するが、数が不足する場合には、他施設から同種のさけの稚魚を確保し、回帰が見込めるだけの稚魚を放流すること。目標放流数は年間8~9万尾とする。ただし、5年平均の親魚遡上数が1,000尾下回る場合は、放流数を最大20万尾まで増やすこととする。なお、目標数の稚魚の確保が困難な場合は、事前に札幌市に報告すること。

(イ) 市民への放流の場の提供

環境教育という観点から、できるだけ市民とともに放流する機会を多数もうける こと。

## (5) その他札幌市豊平川さけ科学館の設置目的を達成するために必要な業務

地域の方々に札幌市豊平川さけ科学館をより身近に感じてもらうため、さけをテーマ にしたイベントを実施する。また、魚類のみでなく、様々な水辺の生物についても可能 な範囲で展示すること。

#### ◇要求水準

ア イベント実施

- (ア) 実施時期については、さけの遡上が見られる秋が望ましいが、より多くの来館者 が見込める休日を設定すること。
- (イ) 少なくとも年に1度イベントを実施すること。
- (ウ) 通常の展示等による情報提供に加え、クイズやゲームなど参加者が楽しみながら さけに関する知識を得られるよう工夫すること。
- (エ) ホームページ、ポスター、チラシなどにより、通常の広報業務とは別にイベントの PRを行うこと。

#### イ 水辺の生物の展示

主として札幌市内の河川等の水辺に生息する魚類の他、両生類、爬虫類及び甲殻類などについても展示を行い、札幌市周辺の水辺の生物についても学習できるよう配慮

すること。

# 5 管理業務に付随する業務

上記管理業務に付随する業務を行う。

#### (1) 広報業務

指定管理者は、施設のPRや情報提供のため、札幌市と連携しながら、リーフレットの作成・配布、インターネットホームページの開設・更新を行う。

#### ◇要求水準

- (ア) 札幌市豊平川さけ科学館そのものを紹介するリーフレットは札幌市において作成するが、企画アイデアなどを積極的に提供すること。なお、それ以外のリーフレットなどについては指定管理者が作成すること。
- (4) リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供すること。
- (ウ) ホームページには、問い合わせ先(電子メールアドレス及び電話番号)を掲載すること。
- (エ) 指定管理者がホームページのアクセス件数を把握できる環境とすること。
- (オ) ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザビリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト 運用ガイドライン\*1」を参考に以下の取組を実施すること。
  - ・日本工業規格 JIS X 8341-3:2016<sup>\*2</sup> の適合レベル AA に準拠<sup>\*3</sup> することとし、1 年 に 1 回、試験の実施と公開を行うこと。
  - ・ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(上記 JIS に基づく試験実施後などに、必要に応じて適時改定すること)。
  - ・1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表\*1」を公開すること。
- (カ) ホームページの作成にあたっては、「札幌市公式ホームページガイドライン」を遵守すること。
  - ※1総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/b\_free/guideline.html) より入手可能。
  - ※2 JIS 規格の改定が行われた場合は、最新の規格に対応すること。
  - ※3「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤 委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年3月版(http://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/)」で定められた表記による。

#### (2) 引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間の満了の日までに、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等を 作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引き継ぎを行う。又、新旧指定管理 者は、業務引継の完了を示す書面を取り交わし、その写しを札幌市に提出する。

- (ア) 引継ぎは、札幌市豊平川さけ科学館利用者の利便性を損なわないよう、新指定管理者、本市と協力して行うこと。
- (4) 引継ぎには、別途札幌市との協議により定める内容を含めること。
- (3) その他札幌市豊平川さけ科学館の管理業務に付随する一切の業務

# 第5 その他留意事項

## 1 自主事業の実施について

指定管理者は、上記の業務の範囲外で、札幌市の承認を得た上で、札幌市豊平川さけ科学館を使用して事業を行うことができる。この場合の留意事項は、以下のとおり。

## (1) 一般的留意事項

指定管理者が自らの提案に基づき自主事業を実施する場合は、札幌市豊平川さけ科学館の設置目的を踏まえて計画すること。また、一般の利用を妨げないよう配慮するとともに、市民が利用しやすいような料金を設定すること。

# (2) 承認要件

以下の全てに該当すること。

- ア 第1で記載した札幌市豊平川さけ科学館の設置目的等及び第4で記載した要求水準 の達成に寄与すること
- イ 指定管理者の自己資金で実施するものであること。(指定管理費の流用は原則として 認めない。ただし、指定管理者の経営努力による利益と認められる分については、個 別に判断するので相談すること。)
- ウ 収支見込や事業の運営形態において、第 4 に示す各業務に支障をもたらさないと認められること。
- エ 事業実施後は指定管理者による施設の原状復帰が可能なこと。
- オ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う一切の責任を指 定管理者が負うものであること。
- カ 施設運営上の継続性に影響を与えないこと。
- キ 下記(5)に示す目的外使用許可が必要な場合、当該許可を受けたものであること。
- ※ 施設の管理運営とは関わりの無い指定管理者固有の事業等の PR、関連イベント、その他指定管理者固有の事情によると認められる事業等は承認しない。

#### (3) 自主事業に関する経理

自主事業の収支については、本業務に係る収支と区分して経理すること。複数の自主 事業を行う場合は、さらに、事業毎の経理とすること。

なお、この場合、費用については、本業務に係る経費と自主事業に係る経費を明確に 区分できるもの(例:自主事業のみに要する備品費等)はそれぞれ当該事業の費用とし、 明確に区分できない費用のうち人件費、団体の一般管理費については本業務及び各事業 の規模等に応じて適切に配分して経理すること。

ただし、本業務において当然に発生する備品費、修繕費等の費用については、収支報告書において経理方法を注記することを前提として、費用を配分しないこととして差し支えない。

# (4) 承認の取消について

自主事業の実施期間中、事業の実際の状況等から承認要件のいずれかを欠くと認められる場合(承認すべきではない事業と認められた場合を含む)には、承認を取消す。

なお、承認の取消により生じた指定管理者又は第三者の損害について札幌市は責任を 負わないので、指定管理者は、自主事業の実施に伴い第三者との取引等を行う場合、当 該第三者にその旨を十分説明するとともに、原則として当該第三者が了解したことを書面により確認すること。

## (5) 目的外使用許可について

設置目的の範囲を超える自主事業の場合には、札幌市公有財産規則等に基づき、行政財産の目的外使用となることから、札幌市に対し、別途使用許可申請を行う必要がある。

特に、飲食・物販等の事業を行うために必要な施設の設置は行政財産の目的外使用となることから、札幌市に対し、別途使用許可申請を行うとともに、札幌市の定める使用料を支払うこと。

# 2 管理に要する施設等

指定管理者は、管理業務を執行するために必要な施設、設備、備付機器等(以下「施設等」という。)を無償で使用することができる。

この場合、指定管理者は、施設等を本来の用途に従ってのみ使用し、常に善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。また、指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設等を滅失し又は棄損したときは、指定管理者の負担において補填し又は修理しなければならない。

## 3 事故等

次の各号については、速やかに札幌市に報告し、場合によってはその指示を受けること。

- (1) 施設等が減失し又は棄損したとき。
- (2) 管理区域内において事故が発生したとき。
- (3) その他、管理上不測の事態が生じたとき。

#### 4 指定管理者の表示

維持管理業務の遂行に関して団体名を表示する場合は、「豊平川さけ科学館指定管理者 〇〇」と表示すること。

# 5 改修工事・大規模修繕について

指定管理期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕のため施設の休館を要する場合がある。改修・修繕計画については札幌市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途その都度札幌市より協議を申し入れることとするので、協力すること。

# 札幌市豊平川さけ科学館管理運営業務 業務毎の届出・記録・報告事項一覧

- ・項目欄の記号は、「第4業務の内容と要求水準」の各項目に対応している。
- ・業務の全体に関する報告書類については、仕様書「第4-2-(7)-ウ」によること。
- ・「概要等」欄の記載事項は、各記録・報告事項に含まれる必要のある内容を示す。指定管理者がその他 の内容を含んでも差し支えない。
- ・区分欄の「届出」は届出の必要があるもの、「報告」は毎月、毎年の業務終了後に報告・提出するもの、「記録」については、適宜記録し、札幌市が求める場合には閲覧できるよう、保管・整備されている必要があるものを示す。なお、届出、報告の時期等については備考欄を参照すること。
- ・記録の作成については、業務実施方法と併せて合理化・集約等しても差し支えない。ただし、概要欄に記載する内容は必ず記録されること。
- ・これらのほか、業務内容に応じて関係条例等に基づく届出が必要な場合があるので留意すること。
- ・なお、届出、報告された文書等については、札幌市情報公開条例に従い公開されることがある。

	ı							
項目	事項 事項	概要等		区分		備考		
		IM & 4	届出	報告	記録	rian €		
	1 統括的事項							
(1) 管	理運営業務の基本	方針						
	基本方針	_				変更した場合変更後1週間		
						以内に届出		
(2) 平	等利用の確保							
	平等利用確保の					変更した場合変更後1週間		
	方針					以内に届出		
	平等利用確保に	各取組項目の実施状況						
	向けた取組項目				0			
	の実施記録							
(3) 地	球温暖化防止対策	及び環境配慮の推進						
ク	ルーウィン					業務開始時に提出		
	省エネルギーに		0			変更した場合、速やかに届		
	係る業務計画					出ること。		
	エネルギー等使	札幌市環境マネジメントシステム運						
	用実績集計・管	, ,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				毎年5月31日までに報告		
	理票	用マニュアル 様式2						
	温室効果ガス集	札幌市環境マネジメントシステム運						
	計表	, ,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		0		毎年5月31日までに報告		
		用マニュアル 様式4						
	管理業務							
	理運営組織の確立				•			
ア	統括責任者	_	0			業務開始時		
	組織図	業務分担、指揮命令系統、緊急時の				変更した場合変更後1週間		
		連絡系統、その他が一覧できるもの				以内に届出		
		ZEMPZINOU, C Z JEM JE C C C Z				211 11 - / E E		
1	職員採用・配置	■ ■組織に応じた職員の採用、配置計画				採用方法、採用時期、職種、		
'	計画	The state of the s				必要な資格等について区分		
						変更した場合変更後1週間		
						以内に届出		
	勤務記録	- - - 職員毎の勤務日、勤務時間、休暇日、				職員の所属部署毎に記録		
	2,3,7,3 Hazara	その他職員の勤務状況の記録			0	MAN CONTRACTOR OF CASE OF CONTRACTOR OF CONT		

	±	Ing as 66		区分	,	/++
項目	事項	概要等	届出	報告	記録	備考
	勤務記録一覧	職員毎の勤務日数、休暇取得数の一覧			0	月毎、部署毎に集計して作 成
ウ	研修計画		0			
	研修等の実施履 歴	研修の実施日、内容、参加人数、講 師等、その他必要な事項			0	
工	労働関係法令に 関する届出状況	法令上必要な届出の一覧とこれが完了した(又は既に完了している)旨の報告		0		業務開始時及びその後に届 出を行った場合に文書によ り報告
(2) 管	理水準の維持向上	に向けた取組				
	業務の見直し履 歴	業務の見直し方法に基づき行った見 直しの経過、結果			0	
(3) 第	三者に対する委託	業務等の管理	•			
ア	第三者に対する委託業務一覧表	委託業務の業務名、発注日、契約日、 受託者名、契約額、見積書を徴収し た事業者名と各見積額、履行完了日、 指定管理者側の担当責任者、その他 特記事項等		0		毎年度終了後に報告
7	第三者に対する 委託業務履歴	委託業務の指揮命令系統、指定管理者が行った指導、指示、検査、確認等の日時、内容、受託者から提出された報告、その他の管理監督の履歴			0	見積書、契約書、その他委 託業務契約に関連する文書 と併せて整備・保存するこ と。
ウ	協定に関連する 契約の相手方が 暴力団関係者であると判明した場 合の報告、記録	協定に関連する契約の相手方が暴力 団員又は暴力団関係者であると判明 した場合の対応等		0	0	直ちに札幌市に報告し、その指示に従って、必要な措置を講じる。 また、その対応記録を作成すること。
(4) 市	      民との協働、地域	- 等との連携による取組				
ア	関係機関等一覧 表	関係機関等の一覧			0	少なくとも毎年度一回見直 すこと。
	関係機関等との 連絡調整記録	連絡調整の相手、日時、概要等			0	事業日誌に記載
イ	協議会の記録	協議会の結果概要(日時、場所、議題、 参加者、協議結果、その他)		0		
(5) 財	· <sup>}</sup> 務					
<i>T</i>	予算実行計画書	札幌市に提出した収支計画及び事業 計画に対応する月毎かつ事業毎の経 費の支出予定	0			毎年度の管理運営業務開始まで
	資金計画書	札幌市からの指定管理費、利用料金 収入、その他本業務に充当する資金 の月毎の調達計画を記載	0			毎年度の管理運営業務開始 まで(予算実行計画書と対 応させること)
	資金管理の点検 記録	指定管理者の定める方法に従い記録			0	監査報告等によることも可
イ	現金取扱規定		0			

75 1	<b>#</b> 75	<b>-</b> НШ ттт /с/с	区分			<b>/</b> 世 <b>之</b>
項目	事項	概要等	届出	報告	記録	備考
(6)	<b>苦情対応</b>					
	苦情への対応手続					策定、変更した場合1週間 以内に届出
	苦情記録	受付日時、申立者の氏名及び連絡先 (可能な場合)、申立の方法、受付者 及び所属部署、苦情等の対象部署、 苦情の内容、対応の経緯と結果、苦 情等の内容に応じた分類、分析		0	0	分類は、指定管理者におい て適宜設定して差し支えない。
(7)	記録・モニタリング					
<i>√</i>	<ul><li>・業務、財務の セルフチェック</li><li>・改善計画書の 提出</li></ul>	・業務及び財務のセルフチェックの 実施とその記録作成及び結果報告。 ・セルフチェックの結果、改善が必 要な項目について、改善計画書を提 出。	0	0	0	改善計画書を提出した項目 については、一定期間後に 再度セルフチェックを行い その結果についても報告す ること。
	设・設備等の維持管					
	施設、設備等の維持		T	1	ı	
ア 	清掃日報	<ul> <li>・定期清掃:毎日の業務における清掃の従事者、清掃実施時間及び回数、特記事項</li> <li>・対応清掃:施設利用者等からの連絡又は要求の受付者(部署)、日時、要求の場所及び内容等、対応時間及び結果</li> <li>・廃棄物収集処理:作業の概要等</li> </ul>			0	第三者への委託により実施 した場合、受託者作成の報 告に加え、必要な事項を記 録(第三者への委託業務履 歴と併せて保管)すること も可 産業廃棄物を処理する場 合、関係法令に基づき、必 要な記録が行われるととも に作成された帳票が保存さ れること
	計画清掃の計画		0			
	計画清掃記録	計画清掃を実施した日時、作業内容、作業への従事者、作業の結果に関する特記事項等			0	第三者への委託により実施 した場合、受託者作成の報 告に加え、必要な事項を記 録(第三者への委託業務履 歴と併せて保管)すること も可
イ	警備計画		0			
	警備日報	・毎日の業務における従事者、業務概要 ・毎日の事故、秩序を乱す行為等への対応状況(施設利用者等からの連絡又は要求があった場合はその受付者、対応の日時、場所、内容等、対応に要した時間) ・毎日の開館及び開錠時間、閉館及び施錠時間、施錠時間帯における出入記録、その他開館、閉館に関する特記事項			0	同上

項目	事項	概要等		区分		備考
		,, == , ,	届出	報告	記録	
ウ	保守点検業務記録	・保守点検設備等、実施者(第三者へ 委託した場合は受託者名)、実施日 時、実施内容、実施結果(部品交換 の内容も含む)、各保守点検業務に 要した費用		0	0	第三者への委託により実施 した場合、受託者作成の報 告に加え、必要な事項を記 録(第三者への委託業務履 歴と併せて保管)すること も可
工	破損、故障等の 概略	・破損、故障等の連絡又は発見の日時、連絡(発見)者の氏名 ・実際の状況を確認した日時 ・破損、故障等の概略		0		報告は遅滞なく行うこと。
	修繕業務実施記 録	・修繕の実施日、実施者(第三者へ委託した場合は受託者名)及び実施内容、経費・使用した設計図、完成図等・原因その他特記事項 ※貸与する施設の図面に該当する部分がある場合にはこれらの図面に反映させること			0	第三者への委託により実施 した場合、受託者作成の報 告に加え、必要な事項を記 録(第三者への委託業務履 歴と併せて保管)すること も可 使用した設計図、完成図等 については札幌市に提出
	業務情報インポ ートシート	様式		0		建築部所定の様式のもの
才	備品の不具合へ の対応記録	<ul><li>・不具合の連絡又は発見の日時、連絡(発見)者の氏名</li><li>・実際の状況を確認した日時</li><li>・不具合等の概略と対応の結果</li></ul>			0	
	備品点検の記録	点検者、点検日時、点検対象、点検 結果(備品の有無、対応)		0		年1回
力	外構緑地管理日 報	作業日時、作業者、作業の概要、そ の他特記事項			0	
(3) 防	災業務		•			
	防災計画		0			
	防災訓練及び職 員への研修結果	訓練及び研修の実施日時、概要、参加者数及び参加者の概略		0	0	
4 事業	の計画及び実施に	関する業務				
(2) さ		の生息のための自然環境の保全に関する	る資料	柳原	示業	
	来館者数	大人・子供に分類したもの		0		月1回(業務報告中)
ウ	展示生物の一覧	分類別に整理したもの		0		毎年度当初
(3) さ	けに関する学習の					
ア	団体来館者の概 要	来館日、属性、人数など		0		月1回(業務報告中)
7	児童生徒を対象 とした作業指導 の概要	実施日、参加者数、内容など		0		同上
ウ	館外での指導実 績	実施日、実施場所、参加者数、内容 など		0		同上

項目	事項	概要等	区分			備考
垻日			届出	報告	記録	1佣 右
(4) 豊	平川におけるさけ	の回帰に関する業務				
ア	さけ捕獲数、自 然産卵床数	豊平川及び市内の河川における捕獲 実績及び確認された自然産卵床数		0		年1回
	河川の巡視記録	実施日、実施の概要			0	
イ	さけ稚魚放流数	日にちごとの放流数、放流場所、参 加団体及び人数、その他		0		毎年5月末までに報告
(5) その	の他札幌市豊平川さ	け科学館の設置目的を達成するため必	要な	業務		
	イベント実施計 画	実施日、タイムスケジュール、イベント内容、参加想定人数、経費概算など	0			イベント開催予定の2週間 前までに届け出ること
	イベント実施報 告	参加者数、当日の様子、反省点など		0		イベント終了後すみやかに 届け出ること (業務報告と 兼ねても差し支えない)
5 管理	5 管理業務に付随する業務					
(1) 広幸	<b>最業務</b>					
	館内配布物の一 覧	指定管理者が作成し、来館者に供し ているパンフレット、リーフレット、 ポスター、冊子などの一覧		0		年1回 新規に作成した場合は適宜 届け出ること

# 1 日常清掃の要求水準

# (1) 定期清掃

札幌市豊平川さけ科学館の開館日に表1を参考に清掃を行い、施設の快適性を確保すること。

# (2) 対応清掃

- ア 札幌市豊平川さけ科学館の開館時間中、利用者その他からの連絡等に応じて、清掃 を行うこと。
- イ 利用者その他からの連絡が、清掃に関する連絡先となる担当部署に行われた後、す みやかに業務に着手すること。

# (3) 共通

- アトイレの清掃時には、消耗品の交換を行うこと。
- イ 揮発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として使用しないこと。

場所	業務内容	仕様・条件等	備考
本館	玄関清掃	床清掃・紙屑処理・拭き清掃・マット清掃	玄関面積 31.2 m²
		塵払い(各1回/日)	
	展示ホール	床清掃・拭き清掃 (各1回/日)	展示ホール面積 210 m²
	便所清掃	床清掃・衛生器具清掃・洗面台等清掃・金	便所面積 30.4 m²
		属磨き(各1回/日)	
		衛生消耗品補給・汚物処理(随時)	
	階段室清掃	床清掃・塵払い・手すり拭き・金属磨き(各	階段室面積 27 m²
		1回/日)	
	飼育展示室	床清掃・拭き清掃・塵払い(1 回/日)	飼育展示室面積 46.8 m²
学習棟	玄関清掃	床清掃・拭き清掃・マット清掃・塵払い(各	玄関面積 4.9 m²
		1回/日)	
	ホール清掃	床清掃・拭き清掃・塵払い(各1回/日)	ホール面積 6.5 m²
	展示室清掃	床清掃・拭き清掃・塵払い(各1回/日)	展示室面積 71.3 m²
	便所清掃	床清掃・衛生器具清掃(各1回/日)	便所面積 1.6 m²
		衛生消耗品補給・汚物処理(随時)	
実習棟	実習室清掃	床清掃・マット清掃・拭き清掃・紙屑処理・	実習室面積 81.9 m²
		塵払い(各1回/週)	
	便所清掃	床清掃・衛生器具清掃・洗面台等清掃・	便所面積 10.1 m²
		衛生消耗品補給・汚物処理(各1回/週)	
敷地等	ゴミ拾い	敷地内・周辺草地(1回/日)	
	クモの巣払い	敷地内・周辺草地(1回/日)	

# 2 計画清掃の要求水準

- ア 表 2 に示す内容に従い清掃計画を立て、当該計画に基づいた清掃を行うこと。
- イ 揮発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として使用しないこと。
- ウ 利用者の便宜を考慮し、可能な限り休館日などに行うこと。
- エ 清掃計画については、事前に本市の承認を得ること。

場所	業務内容	仕様・条件等	備  考
本館	照明器具清掃	拭き清掃(1回/年)	<照明器具数>
			玄関8、玄関前ポーチ6、展示ホー
			ル 46、便所 14、事務室 8、飼育展示
			室 27、採卵ふ化室 10、階段室 7、地
			下かんさつ室 4
			合計 130 個
	換気口清掃	アネモ清掃(1回/年)	<換気口数>
			玄関 2、展示ホール 14、事務室 3、
			便所 3、飼育展示室 5、採卵ふ化室 1、
			機械室1、階段室1
			合計 30 箇所
	天井清掃	すす払い(1回/年)	<清掃箇所>
			玄関 31.2 ㎡、事務室 46.6 ㎡、便所
			30.4 ㎡、階段室 27 ㎡、展示ホール
			210 ㎡、地下かんさつ室 44.2 ㎡
			採卵ふ化室 40.5 ㎡、飼育展示室(バ
			ックヤード含む) 85.5 ㎡、機械室
			33.2 ㎡、電気室 12.8 ㎡
			合計 561. 4 m²
	窓ガラス清掃	拭き清掃(1回/年)	窓ガラス合計 63.39 ㎡
	床清掃	床洗浄・ワックスがけ(3 回/	<清掃箇所>
		年)	事務室 46.6 ㎡、展示ホール 210 ㎡
			便所 30.4 m²、飼育観察室 46.8 m²
			階段室 27 ㎡、地下かんさつ室 44.2
			m <sup>2</sup>
			合計 405 m²
学習棟	床清掃	床洗浄・ワックスがけ(3回/	<清掃箇所>
		年)	展示室 71.3 ㎡、ホール 6.5 ㎡
			便所 1.6 m²
-1-7711	t. Ma I =	Lord Mr.	合計 79.4 m <sup>2</sup>
実習棟	床清掃	床洗浄・ワックスがけ(3 回/	<清掃箇所>
		年)	実習室81.9㎡、多目的スペース65.2
			m²、便所 10.1 m²
-E4 tot 1:1:	44-71 111 1 22	the Later Land	合計 157. 2 m²
敷地等	芝生・樹木の維	散水(随時)	
	持	樹木剪定(3回/年)	
		芝生草刈(4回/年)	
47 1111	11/ 🖂 #14	冬囲い	
物置	物品整理	物品整理(1回/月)	

# 3 廃棄物収集処理の要求水準

- ア 札幌市豊平川さけ科学館の廃棄物により、施設の利用環境、近隣住民の生活環境が悪化しないこと。
- イ 表3に示す内容に従い廃棄物を収集、保管・管理、処理すること。
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例及 び同条例施行規則、その他の関係法令を遵守すること。

要素	水準	備考
〇事業系一般 廃棄物	・紙くず、ビン、缶、ペットボトル、生ゴミ等の事業系一般廃棄物は、分別・収集し、所定のごみ集積場に運搬・集積し、札幌市指定の方法により処理すること。 ・収集したゴミを集積場所に保管する際には、分別整理、整頓がされていること。 ・集積場所は、ゴミの散乱、悪臭の発生、ねずみや病害虫の発生が無いこと。 週1回以上収集	個人情報保護条例第 11 条
○資源化産業 廃棄物	・資源化廃棄物の収集処分 随時収集	飲料瓶、飲料缶等

# 警備業務の標準

## 1 施設内の秩序維持

- ア 館内の巡視により以下の対応等を行うこと。
  - ・不審者の侵入、利用者への迷惑行為その他の不審な行動、不審物の放置など、札幌市豊平川さけ科学館の秩序をみだす行為等を未然に防止すること。また、当該行為等があった場合には適切な対応を行うこと。
  - ・放置物の除去等により避難誘導動線を確保すること。
  - ・各室の施錠を確認すること。
  - ・節電の観点から不要な電灯は消灯すること。
  - ・火器を使用する箇所の火の元及び器具のスイッチ等を確認し、消し忘れを防止する こと。
- イ 急病、事故、災害発生時、トイレ非常呼出、防災・防煙扉の非常作動など各種警報 装置の作動があった場合に、適切な対応をすること。
- ウ ア、イに関して、利用者、職員その他からの通報があった場合には、ただちに現場 に急行すること。

# 2 開館、閉館及び出入りの管理

- ア 表 1 に示すとおり出入口が開錠、施錠され、これらについて確認が行われていること。
- イ 開館及び開錠時間、閉館及び施錠時間について、利用者に必要な案内が行われていること。
- ウ 表 1 の開錠、施錠時間については、札幌市との協議のもと、利用者の利便性には特 に配慮した対応をすること。

また、事業等の必要性に応じて、利用者及び職員の入出館が確保されること。施錠時間帯の入出館者、時間、その他について記録されること。

エ 鍵は複製しないこと。また、鍵の紛失が防止される管理方法が明確化され、徹底されること。

場所	開錠時間	施錠時間	備考
正面玄関	午前9時15分	午後 4 時 45 分	

### 保守点検等業務の標準

### 1 業務の項目

保守点検等業務においては、施設等の内容に応じて、以下の点検等を行うこと。

#### (1) 日常点検

- ア 外観等の目視点検
- イ 作動状況の点検
- ウ 安全性の確認ほか

### (2) 定期点検

ア 法令上の点検、検査、調整及び分解整備

●主要な法定点検の一覧

施設・設備等	関連法令	点検頻度	点検項目
	<b>建筑其源</b> 洪	3年に1回	建築構造等の点検
建築物、建築設備等	建築基準法   (第 12 条)	年1回	排煙設備等建築設備の点検
	(第 12 朱)	十 1 凹	防火設備の点検
電気工作物	電気事業法	月1回	電気工作物巡視・測定点検
电双工作物	(第 42 条)	年1回	電気工作物巡視・精密点検
消防設備	消防法	年9回	消防設備の機能点検
	(第 17 条の 3 の 3)	年2回	

※上記一覧表には標準的な点検頻度や点検項目を示してあるが、現場の状況に合わせ、必要があれば適宜変更し、適切に点検を行うこと。

イ 自主的な専門事業者による点検、検査、調整及び分解整備

### (3) 小規模な修理

- ア 消耗品および消耗部品の交換
- イ 軽微な機器の調整
- ウ 補修ほか

## 2 業務の標準

下表に記載する内容を標準とすること。

業務内容	仕 様 等	備考
水道	貯水槽清掃 1回/年	
	水質調査 1回/年	
	屋外蛇口水落とし 1回/年	
井戸	井戸水位点検 2回/月	井戸内部清掃点検は令和
	揚水量記録 毎日	2年度及び令和6年度に
	井戸内部清掃点検 1回/4年	実施
排水路	水路清掃 1回/年	
	通路整備 2回/年	
給水塔	ゴミ取り掃除 1回/月	
	塔階段除雪 1回/月(冬期間)	
	曝気部氷割り 1回/月(冬期間)	
	冷却ファン入切 2回/年	
飼育用水ろ過槽	逆洗	
消防用設備	総合点検 1回/年	
	機器点検 2回/年	
機械警備装置	作動点検 1回/月	
電気施設	月次点検 6回/年	
	年次点検 1回/年	
ポンプ室電気設備	月次点検 6回/年	
	年次点検 1回/年	
	非常用発電機点検 1回/月	
自家用電気工作物保守点	電気事業法、電気事業法施行規則、受託者の保安	<設備容量>
検	業務、受託規定に基づく電気工作物の維持	さけ科学館 60KVA
		ポンプ室 30KVA
除雪	駐車場・園路・玄関前・飼育池観察路 (15 cm以上	駐車場 約4,500 m²
	の降雪時)	園路 700m
温風暖房機保守点検	年次点検 1回/年	
自動ドア保守点検	本館正面玄関 4回/年	
	本館多目的トイレ 2回/年	

# 業務検査(定例検査)の検査項目

◆点検月日:【	月	日 ( )	時	分 ~	時	分 】
◆施 設 名:【	札幌市豊	平川さけ科学的	館			1
◆点 検 者:【						1

注)以下の検査した各項目にチェック(**②**)をし、付記事項がある場合には、余白部分に記載するか、あるいはその項目が分かるように番号と付記事項をこの用紙の裏や別紙に記載して提出してください。なお、施設によって該当しない項目がある場合には、その旨が判別できるようにしてください。

## ○ 要求水準の達成状況

1 1	流括管理業務	
(1)	管理運営業務の基本方針	
	ア 管理運営に関する基本方針は定められているか。	
	イ 基本方針は、施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するものとなって	
	いるか。	
	ウ 基本方針は、市民サービスの向上を図る内容となっているか。	
	エ 基本方針は、経費の縮減を図る内容となっているか。	
	オ 基本方針の策定にあたっては、施設運営の透明性を確保するよう留意している	
	か。	
(2)	平等利用の確保	
	ア 平等利用を確保する上での方針は定められているか。	
	イ 平等利用を確保するための統括責任者を定めているか。	
	ウ 統括責任者は自分の役割を理解しているか。	
	エ 平等利用を確保するための従事者の心構えは十分か。	
	オ 不当な差別的取扱いに該当するおそれのある行為を理解しているか。	
	カ 差別的取扱いを発生させない取組を実施しているか。	
	キ 上記取組は十分なものであるか。	
	ク 上記取組は従事者全員が十分理解して実施しているか。	
	ケ 上記取組の実施状況について記録しているか。	
(3)	地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進	
	ア エネルギー起源二酸化炭素の削減	
	管理業務の開始後速やかに工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化	
	に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)に規定	

	のある各管理標準を定め、札幌市に提出しているか。	
	イ 環境配慮の推進(環境マネジメントシステムの運用)	
	(ア) 電気、水道、油、ガス等の使用については、節約に努めているか。	
	(イ) ごみの減量に努めているか。	
	(ウ) 不要物についてリサイクルに努めているか。	
	(エ) 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用しているか。	
	(オ) 上記洗剤等の使用については、節約に努めているか。	
	(カ) 自動車等は、可能な限り環境負荷の少ない車両を使用しているか。	
	(キ) 自動車等の運転に際しては、アイドリングストップなど環境に配慮した運	
	転を心がけているか。	
	(ク)管理業務に係る物品及び役務の調達に当たっては、札幌市グリーン購入ガ	
	イドラインに従っているか。	
	(ケ)従事者に対し、環境マネジメントに関する研修等を行っているか。	
	(コ)環境マネジメントシステムを通じた環境配慮への取組み結果について、毎	
	年度札幌市に報告しているか。	
	(サ)業務に係る環境法令を確実に遵守できる体制なっているか	
(4)	管理運営組織の確立	
	ア 責任者の配置、組織の整備	
	(ア) 管理運営に関する統括責任者を選任し、配置しているか。	
	(イ) 統括責任者は、管理運営の基本方針の具体化を始め、札幌市との協議、必	
	要な報告、その他業務全体を統括するとともに、責任を持ち一元的に対応し	
	ているか。	
	(ウ)総括責任者に事故ある場合の職務代理者を定めているか。	
	(エ)職務代理者は、統括責任者に事故ある場合に統括責任者の全権限を代理で	
	きる者を選任しているか。また、そのような体制を整備しているか。	
	(オ)管理運営を適切に行えるような組織を整備しているか。	
	業務分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統その他必要な内容を定めてい	
	るか。	
	(カ)上記組織を一覧できる組織図を作成しているか。	
	イー従事者の確保、配置	
	(ア) 管理運営に必要な従事者を、従事者の休暇等の場合も含め業務に支障が生	
	じないように確保しているか。	
	(イ)従事者各人の担当業務を明確にし、適切な担当部署に配置しているか。	
	(ウ)各箇所の配置人員は適当であるか。	
	・ 受付には開館時間中、常時配置する体制が確保されているか。	
	・ 維持管理スタッフは、業務に支障なく配する体制が確保されているか。	
	(エ)非正規職員から正規職員への転換に向けた取組を実施しているか。(提案が	
	あった場合)	
	ウ 人材の育成(研修・指導教育の実施)	

別紙5

	$\overline{}$
(ア) 従事者に対する研修等について実施計画を定めているか。	
(イ)実施計画には、方針(研修の目的・目指すべき効果等)が定められている	
カュ。	
(ウ) 実施計画には、研修等の実施項目、各項目の概要、実施スケジュール等が	
定められているか。	
(エ)研修は、実施計画に従って確実に実施されているか。	
(オ)研修は、次の内容を含んだものとなっているか。	
・ 従事者各人が行うべき業務の内容及び責任	
・利用者に対する接遇	
・ 業務上遵守すべき関係法令・条例・規則等の規定内容	
・防火・防災対策	
・ 環境への配慮(1- (3) -イ- (ケ) と重複)	
・機械等安全操作・安全作業研修	
(カ) 従事者は研修の内容を十分理解し、業務遂行に生かしているか。	
(5) 管理水準の維持向上に向けた取組	
ア 組織内で利用者ニーズ等に係る情報共有の仕組みが構築されているか。	
イ 上記仕組みを活用し、従事者間で積極的に情報交換・情報共有しているか。	
ウ 必要に応じて業務遂行を見直す仕組みを定めているか。	
エ 上記仕組みを活用した利用者ニーズへの柔軟な対応、定期的な業務見直しを行	
っているか。特に事故防止対策については、改善を含め、日常的に組織的取組を	
行っているか。	
(6) 第三者に対する委託 (再委託) 業務等の管理	
ア 再委託業務等の適正確保	
(ア) 軽微な業務を除き、再委託について札幌市の承認を得ているか。	
(イ)管理運営において、市民サービスの向上が図れるような仕様としているか。	
(ウ) 利用者の安全が十分確保される仕様としているか。	
(エ) 再委託が指定管理者の責任で行われているものであることについて、受託	
者の理解を得ているか。	
イ 再委託業務の受託者への適切な監督、履行確認	
(ア) 指定管理者側では指揮管理の責任者を、再委託業務の受託者側では再委託	
業務の実施責任者を定めているか。	
(イ) 再委託業務の受託者に対する指揮命令・連絡体制が確立されているか。	
(ウ) 再委託業務が適切に行なわれるよう、必要な指導、指示、検査、履行確認	
を行っているか。	
(エ) 再委託業務の受託者に対して、業務を行うために必要な従事者の法令遵守	
状況及び労働環境(賃金、労働時間、各種保険の加入状況、健康診断の実施	
状況等)に関わる情報提供を求めているか。	
ウ 協定に関連する契約の相手方からの暴力団員又は暴力団関係事業者の排除	
(ア)暴力団員又は暴力団関係事業者を協定に関連する契約の相手方としないた	

	めに、必要な対応を行っているか。	
(7)	札幌市及び関係機関との連絡調整	
	アー札幌市等との連絡調整	
	(ア) 運営協議会は設置しているか。	
	(イ) 運営協議会は指定管理者側の主催・運営により開催されているか。	
	(ウ)運営協議会は1年に1回以上開催しているか。	
	(エ) 運営協議会では次の内容について協議等が行われているか。	
	・ 管理業務状況の報告	
	・ 業務上の問題点・改善点	
	・ 管理業務に係る各種規程類等の策定・改正状況	
	・ 協定書において「協議会で協議すること」とされている内容	
	・ その他、市民サービスや管理水準の維持向上に向けた取組内容	
	(オ) 運営協議会の議事は記録しているか。また、要旨を札幌市に確認している	
	カュ。	
	(カ) 必要に応じて、運営協議会の議事の要旨を施設内に掲示しているか。	
	イ 関係機関との連絡調整	
	(ア) 利用者団体、地元自治会等関連する団体との連絡調整体制は整備されてい	
	るか。	
	(イ) 関連団体と良好な関係を構築・維持しているか。	
	(ウ)業務の円滑遂行のため、関係機関等の一覧表を作成しているか。また、当	
	該内容を札幌市に確認しているか。	
	ウ 指定管理者の表示	
	(ア) 指定管理者が行政庁としての行為を行う場合には、指定管理者であること	
	を明らかにしているか。	
(8)	苦情対応	
	ア 苦情・要望等への対応手続きについて整備しているか。	
	イ 従事者は、対応手続きの内容を理解しているか。	
	ウ 苦情・要望等に対応する担当部署を定めているか。また、当該部署の存在を利	
	用者等に対して周知しているか。	
	エ 利用者等からの苦情・要望等は、対応手続きに則り、担当部署において適切に	
	対応しているか。	
	オ 苦情・要望の担当部署と異なる部署であっても、苦情・要望等の受付は行って	
	いるか。その場合には担当部署に引継ぎをしているか。	
	カ 市政に関する苦情・要望等を受け付けた場合は、速やかに札幌市に報告してい	
	るか。	
	キ 札幌市から苦情・要望等処理のための報告・調査依頼等があった場合には適切	
	に対応しているか。また、改善指示・指導に従っているか。	
(9)	記録・モニタリング・報告・評価	
	ア 記録	

(ア)管理業務の実施に関する次の帳簿等を整備しているか。	
• 事業日誌 (日報)	
• 規程類 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
<ul><li>・ 文書管理簿</li></ul>	
・ 各年度の事業計画書及び事業報告書	
・ 収支予算及び収支決算に関する書類	
・ 金銭の出納に関する帳簿	
・ 物品の受払いに関する帳簿	
(イ)帳簿等は定められた期間(5年間)保管しているか。	
イ事業等の報告	
(ア) 年度終了後に、次の報告書類を提出しているか。	
・ 当該年度の管理業務の実施状況報告書	
・ 当該年度の管理にかかる収支決算書	
・ 当該年度の団体の経営状況を説明する書類	
・ 施設についての各種統計書類	
• 再委託業務一覧表	
・ 防災訓練及び従事者研修結果	
・ 管理業務に係る自己評価の結果	
(イ)毎月終了後に、当該月の報告書を提出しているか。	
(ウ) 四半期終了後に、当該期の報告書を提出しているか。	
(エ) 指定期間初年度においては、団体の経営状況を説明する書類(指定期間初年	
度の前事業年度分)を提出しているか。	
(オ)札幌市が要求する報告書類(毎年7月末までに提出する環境保全行動報告	
書等)を提出しているか。	
ウ 札幌市の検査・確認・要請に対する対応等	
(ア)管理運営及び経理に関する帳簿等について、札幌市から閲覧・報告・調査	П
を求められた場合には提出しているか。	
(イ)各種報告書類等の検査、業務検査、財務検査、その他仕様書等に基づく指	
定管理者が業務を適正に実施しているかの検査、確認に協力しているか。	
工事業評価	
(ア)施設の利用状況、セルフモニタリングの結果等を踏まえ、札幌市が定める	
ところにより自己評価を行っているか。	
(イ)自己評価は、統括責任者が中心となり、可能な限り利用者と直接接する従	
事者の意見等を反映させる方法により行っているか。	
(ウ) 札幌市が行った業務評価について、施設内に掲示しているか。	
2 施設・設備等の維持管理に関する業務	
(1)総括的事項	
ア利用者等の安全確保、市民サービスの向上への配慮等	
(ア)各業務の実施にあたっては、利用者等の安全確保を第一に優先するとともに、 市民サービスの向上について十分に配慮しているか。また、法令の遵守を徹底す	

		フレレスト 苦白ムフ然四ゼの冷立とす。 マ然四県山と然四レマンフェ	
		るとともに、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しているか。	
		(イ) 各業務に関して、さけ科学館利用者、歩行者、近隣住民、職員、その他業務に関連する者の完全が上八珠保されているか。	
		連する者の安全が十分確保されているか。	
		(ウ) 各業務を実施する際に、利用者の施設利用の支障にならないよう配慮するととも	
		に、利用者に対し業務の実施について十分に案内しているか。	
		(エ)必要な場合には、法令等に従い当該要件を満たす有資格者により作業が行われ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		ているか。	
		(才) 拾得物の取扱は遺失物法に基づき適正に行っているか。	
		(カ) 災害、救急にかかる対応は適切か。	
	イ	連絡体制の確保	
		(ア) 各業務に関する連絡体制を確保しているか。	
		(イ) 緊急事態が発生した場合など、必要に応じて職員に連絡される体制が確保されて	
		いるか。	
	ウ	損害賠償保険の加入	
		管理業務の実施に当たり、指定管理者の故意又は過失により札幌市又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者が賠償責任を負うことになるため、指定管理者においては、次に掲げる内容を補償する損害賠償責任保険に加入しているか。 対象:管理物件内における管理期間中の法律上の賠償責任 期間:指定管理の指定期間	
		・ その他:被保険者を指定管理者(指定管理者から委託を受けた者を含む。)及び札幌	
		市とし、交差責任担保特約を付けることが望ましい。	
	(2)	)施設、設備等の維持に関する管理	
	ア	清掃業務	
		(ア) 日常清掃	
		a 開館日に業務仕様書(その1)別紙2の表1を参考に定期的に清掃を行い、 施設の快適性を確保しているか。	
		b 開館時間中、利用者その他からの連絡等に応じて、清掃を行う体制となっている か。	
		c 利用者その他からの連絡が、清掃に関する連絡先となる担当部署に行われた後、 すみやかに業務に着手できる体制となっているか。	
		d トイレの清掃時には、消耗品の交換を行っているか。	
		(イ) 計画清掃	
		a 業務仕様書(その1)別紙2の表2に示す内容に従い清掃計画を立て、当該計画	
		に基づいた清掃を実施しているか。	
		b 利用者の便宜を考慮し、可能な限り休館日などに実施しているか。	
		c 清掃計画については、事前に本市の承認を得ているか。	П
$\vdash$	イ		
	$\vdash$	(ア) 廃棄物により、施設の利用環境、近隣住民の生活環境が悪化していないか。	
	$\Box$	(イ)業務仕様書(その1)別紙2の表3に示す内容に従い廃棄物を収集、保管・管理、	
		処理しているか。	
1		(ウ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例	

	及び同条例施行規則、その他の関係法令を遵守しているか。	
ウ	警備業務	•
	(ア)施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止	
	することにより、財産の保全と人心の安全を図り、もって円滑な管理運営を行っているか。	
	このための警備計画を作成し、計画に従い以下の業務を行っているか。	
	• 鍵の管理	
	・ 開館時及び閉館時の開場、施錠及びシャッターの開閉	
	・ 出入管理	
	・ 施設の秩序維持	
	・ 機械警備システム等の管理	
	・ その他下記要求水準を達成するために必要な業務	
	なお、業務の時間帯と時間帯毎の業務内容は以下のとおりとし、対象区域	
	はさけ科学館施設及び敷地とする。	
	・ 8時45分~17時15分(休館日を除く。)は 職員による対応	
	<ul><li>17時15分~8時45分(休館日は24時間)機械警備</li></ul>	
	(イ) 警備計画には、次の内容を含んでいるか。	
	・ 日常的な業務内容、スケジュール	
	・ 緊急時の対応手順	
	(ウ) 警備業法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守しているか。	
	(エ) 警備にあたっては、利用者に不快感・威圧感を与えていないか。	
	(オ) 施設内の秩序維持にあたっては、館内の巡視により以下の対応を行っているか	
	a 不審者の侵入、利用者への迷惑行為その他の不審な行動、不審物の放置など、さ	
	け科学館の秩序をみだす行為等を未然に防止しているか。また、当該行為等があっ	
	た場合には適切な対応を行う体制となっているか。	
	b 放置物の除去等により避難誘導動線を確保しているか。	
	c 各室の施錠を確認しているか。	
	d 節電の観点から不要な電灯は消灯しているか。	
	e 火器を使用する箇所の火の元及び器具のスイッチ等を確認し、消し忘れを防止し	
	ているか。	
	(ケ) 急病、事故、災害発生時、トイレ非常呼出、防災・防煙扉の非常作動など各種警	
	報装置の作動があった場合に、適切に対応できる体制となっているか。	
	(コ) ア、イに関して、利用者、職員その他からの通報があった場合には、ただちに現	
	場に急行する体制となっているか。	
	(サ) 開館、閉館及び出入りの管理にあたっては、以下の対応を行っているか。	
	a 正面玄関が9時15分に開錠し、16時45分に施錠され、これらについて確認が行	
	われているか。	
	b 開館及び開錠時間、閉館及び施錠時間について、利用者に必要な案内が行われて	
	いるか。	
	c a の開錠、施錠時間については、札幌市との協議のもと、利用者の利便性には	

	特に配慮した対応となっているか。	
	d 事業等の必要に応じて、利用者及び職員の入出館が確保されているか。	
	e 施錠時間帯の入出館者、時間、その他について記録されているか。	
	f 鍵は複製していないか。また、鍵の紛失が防止される管理方法が明確化され、徹 底されているか。	
エ	施設及び設備の保守点検	
	(ア) 施設及び設備(以下「施設等」という。) の全般の機能を良好に維持管理するとと	
	もに、施設等の劣化を早期に発見し、措置するため、日常点検、定期点検、その他	
	必要な保守点検業務を実施しているか。	
	(イ) 施設等が所要の性能を発揮する状態を維持しているか。	
	(ウ) 点検の結果設備の部品、消耗品等の交換が必要となる場合には、速やかに交換し	
	ているか。	
	(エ) 施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設等の安全性	
	を確保しているか。	
	(オ) 保守点検業務においては、施設等の内容に応じて、以下の点検等を行っている	
	カゝ。	
	a 日常点検	
	・ 外観等の目視点検	
	・ 作動状況の点検	
	・ 安全性の確認ほか	
	b 定期点検	
	・ 法令上の点検、検査、調整及び分解整備	
	・ 自主的な専門事業者による点検、検査、調整及び分解整備	
	c 小規模な修理	
	・ 消耗品および消耗部品の交換	
	・ 軽微な機器の調整	
	<ul><li>補修ほか</li></ul>	
エ	修繕	
	(ア) 施設等の全般の機能を良好に維持管理するとともに、施設管理上のトラブルが 原因で市民等の利用に支障が生じることのないよう、施設及び設備全般につい て、破損、故障等が発生した場合又は短期間のうちに確実に破損、故障等が発生 すると見込まれる場合(以下「破損、故障が発生した場合等」という。)は、速 やかに修繕を行っているか。	
	(イ) 利用者等から破損、故障等の発生について連絡を受けた場合においては、速やか	П
	に実際の状況を確認しているか。	
	(ウ) (ア) の場合も含め、破損、故障が発生した場合等には、応急処置、修繕費用・期	
	間、原因の調査など、必要な初期対応を行っているか。また、当該対応の結果につ	
	いて、遅滞なく札幌市に報告しているか。	
	(エ) 修繕を行うにあたり第三者に対する委託にかかる契約を締結する際には、軽微な	
	もの、緊急を要する場合などを除き原則として複数の団体から見積等を徴している	

	カュ。	
	また、修繕等を行うに当たっては、緊急に実施する必要のある場合を除き、事前	
	に札幌市の承認を得ているか。緊急に実施した修繕については、実施後速やかにそ	
	の概要を札幌市に報告する体制となっているか。	
	(オ) 施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設等の安全性	
	を確保しているか。	
オ	備品管理	
	(ア) 札幌市が備え付ける備品や施設の鍵は、指定管理者と札幌市が結ぶ物品使用貸借契約に基づき、管理されているか。	
	(イ) 備品は、所要の性能を発揮する状態を維持するよう管理しているか。	
	(ウ) 備品は、常に保守点検、清掃等を行うとともに、不具合が生じた場合は修繕を	
	行う体制となっているか。	
	(エ) 利用者等から備品に関する不具合の連絡を受けた場合、速やかに実際の状況を確	
	認し、修理、説明、代用品の確保、原因の確認など、必要に応じた対応を行う体制	
	となっているか。	
	(オ) 備品は毎年度全件、その有無及び状態を点検しているか。	
カ	外構緑地管理	
	(ア) 敷地内の外構、緑地について、美観の保持、利用者の安全、防犯及び近隣への配	
	慮という点から、点検、剪定、除草、病害虫防除、養生、冬囲い等適切な維持管理	
	を行っているか。	
	(イ) 次の状態を維持するよう管理しているか。	
	<ul><li>(イ)次の状態を維持するよう管理しているか。</li><li>・ 風、降雪等による倒木がないか。</li></ul>	
	・ 風、降雪等による倒木がないか。	
	<ul><li>・ 風、降雪等による倒木がないか。</li><li>・ 植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li></ul>	
	<ul> <li>・ 風、降雪等による倒木がないか。</li> <li>・ 植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li> <li>・ 下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。</li> </ul>	
	<ul> <li>・ 風、降雪等による倒木がないか。</li> <li>・ 植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li> <li>・ 下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。</li> <li>・ 落ち葉は、近隣に飛散していないか。</li> </ul>	
	<ul> <li>・ 風、降雪等による倒木がないか。</li> <li>・ 植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li> <li>・ 下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。</li> <li>・ 落ち葉は、近隣に飛散していないか。</li> <li>・ 敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まっていないか。</li> </ul>	
	<ul> <li>・ 風、降雪等による倒木がないか。</li> <li>・ 植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li> <li>・ 下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。</li> <li>・ 落ち葉は、近隣に飛散していないか。</li> <li>・ 敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まっていないか。</li> <li>・ 薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法</li> </ul>	
	<ul> <li>・ 風、降雪等による倒木がないか。</li> <li>・ 植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li> <li>・ 下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。</li> <li>・ 落ち葉は、近隣に飛散していないか。</li> <li>・ 敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まっていないか。</li> <li>・ 薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法によっているか。</li> </ul>	
	<ul> <li>・ 風、降雪等による倒木がないか。</li> <li>・ 植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li> <li>・ 下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。</li> <li>・ 落ち葉は、近隣に飛散していないか。</li> <li>・ 敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まっていないか。</li> <li>・ 薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法によっているか。</li> <li>・ 作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷は無いか。</li> </ul>	
(3)	<ul> <li>風、降雪等による倒木がないか。</li> <li>植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li> <li>下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。</li> <li>落ち葉は、近隣に飛散していないか。</li> <li>敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まっていないか。</li> <li>薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法によっているか。</li> <li>作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷は無いか。</li> <li>(ウ) さけ科学館は北海道が管理する真駒内公園内にあるため、外構緑地管理においては真駒内公園管理者と十分に協議の上、実施しているか。</li> </ul>	
(3)	<ul> <li>風、降雪等による倒木がないか。</li> <li>植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li> <li>下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。</li> <li>落ち葉は、近隣に飛散していないか。</li> <li>敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まっていないか。</li> <li>薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法によっているか。</li> <li>作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷は無いか。</li> <li>(ウ) さけ科学館は北海道が管理する真駒内公園内にあるため、外構緑地管理においては真駒内公園管理者と十分に協議の上、実施しているか。</li> </ul>	
	<ul> <li>風、降雪等による倒木がないか。</li> <li>植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li> <li>下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。</li> <li>落ち葉は、近隣に飛散していないか。</li> <li>敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まっていないか。</li> <li>薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法によっているか。</li> <li>作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷は無いか。</li> <li>(ウ) さけ科学館は北海道が管理する真駒内公園内にあるため、外構緑地管理においては真駒内公園管理者と十分に協議の上、実施しているか。</li> <li>防災業務</li> <li>防災計画を策定しているか。</li> </ul>	
ア	<ul> <li>風、降雪等による倒木がないか。</li> <li>植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li> <li>下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。</li> <li>落ち葉は、近隣に飛散していないか。</li> <li>敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まっていないか。</li> <li>薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法によっているか。</li> <li>作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷は無いか。</li> <li>(ウ) さけ科学館は北海道が管理する真駒内公園内にあるため、外構緑地管理においては真駒内公園管理者と十分に協議の上、実施しているか。</li> <li>防災業務</li> <li>防災計画を策定しているか。</li> </ul>	
ア	<ul> <li>風、降雪等による倒木がないか。</li> <li>植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li> <li>下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。</li> <li>落ち葉は、近隣に飛散していないか。</li> <li>敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まっていないか。</li> <li>薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法によっているか。</li> <li>作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷は無いか。</li> <li>(ウ) さけ科学館は北海道が管理する真駒内公園内にあるため、外構緑地管理においては真駒内公園管理者と十分に協議の上、実施しているか。</li> <li>防災業務</li> <li>防災計画を策定しているか。</li> <li>防災計画を策定しているか。</li> </ul>	
ア	風、降雪等による倒木がないか。     植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。     下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。     落ち葉は、近隣に飛散していないか。     敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まっていないか。     薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法によっているか。     作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷は無いか。  (ウ) さけ科学館は北海道が管理する真駒内公園内にあるため、外構緑地管理においては真駒内公園管理者と十分に協議の上、実施しているか。  防災業務  防災計画を策定しているか。  防災計画には次の内容を含んでいるか。	
ア	<ul> <li>風、降雪等による倒木がないか。</li> <li>植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li> <li>下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。</li> <li>落ち葉は、近隣に飛散していないか。</li> <li>敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まっていないか。</li> <li>薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法によっているか。</li> <li>作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷は無いか。</li> <li>(ウ) さけ科学館は北海道が管理する真駒内公園内にあるため、外構緑地管理においては真駒内公園管理者と十分に協議の上、実施しているか。</li> <li>防災業務</li> <li>防災計画を策定しているか。</li> <li>防災計画には次の内容を含んでいるか。</li> <li>防災業務の実施方針</li> <li>災害発生時の統括対応部署とその他の部署における役割分担と連絡体制</li> </ul>	
ア	<ul> <li>風、降雪等による倒木がないか。</li> <li>植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。</li> <li>下草の草丈は概ね 15 cm以内であるか。</li> <li>落ち葉は、近隣に飛散していないか。</li> <li>敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まっていないか。</li> <li>薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法によっているか。</li> <li>作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷は無いか。</li> <li>(ウ) さけ科学館は北海道が管理する真駒内公園内にあるため、外構緑地管理においては真駒内公園管理者と十分に協議の上、実施しているか。</li> <li>防災業務</li> <li>防災計画を策定しているか。</li> <li>防災計画には次の内容を含んでいるか。</li> <li>防災業務の実施方針</li> <li>災害発生時の統括対応部署とその他の部署における役割分担と連絡体制</li> <li>災害被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及び日常対策</li> </ul>	

	ウ 災害等の発生時には、防災計画及び札幌市避難場所運営マニュアルに沿った対応を 取れる体制となっているか。	
	エ 災害等の発生時には、利用者の安全を最優先で確保する体制となっているか。また、	
	従事者の安全、近隣住民への対応や関係機関との連携協力に十分に配慮した体制とな	
	っているか。	
	オ 開館中に災害等が発生した場合に、従事者が必要な対応を行える状況を維持するこ	
	とができる体制となっているか。	
	カ 開館中を除く時間帯に災害等が発生した場合に、必要な連絡体制及び損害、被害の	
	確認を行うことができる体制となっているか。	
	キ 災害等の発生時には、発生状況等必要な事項について直ちに札幌市に報告する体制とな	
	っているか。	
	ク 近隣の医療機関との連携体制や従事者による応急救護体制を確立しているか。	
	ケ 消防法第8条に規定される防火管理者及び防災管理者の選任、消防計画の策定及び実施	
	を通じて、関係法令に規定される防火・防災管理を徹底しているか。	
3	事業の計画及び実施に関する業務	
	(1) さけのふ化及び成長過程の観察の場の提供に関する業務	
	ア さけ科学館の設置目的である、さけの生態についての理解を市民に深めてもらうことの	
	実現のために、さけのふ化及び成長過程の観察の場を提供しているか。	
	イ 館内のふ化飼育施設において、さけのふ化飼育を行い、その過程を来館者に公開するた	
	めの業務を実施しているか。	
	さけのふ化飼育については、さけ・ますふ化事業の手引き(水産庁さけ・ますふ化場発	
	行)等の資料や北海道水産林務部水産振興課、社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会等	
	専門機関の指導等を受けるなどして、最良の状態での飼育、公開を行っているか。	
	(ア) 親魚の蓄養	
	a 採卵受精用の親魚を成熟まで飼育池内で蓄養し、用水の検査測定及び成熟度合の	
	把握を常時実施して、採精・採卵の適期を逃さないようにしているか。	
	また、蓄養中のさけを随時来館者に公開することができるように努めているか。	
	b 科学館に管理職員が常駐していない夜間などの蓄養期間中の時間帯には、飼育池	
	に網などで覆いをしているか。	
	また、蓄養親魚の盗難等の恐れが認められるときには、必要に応じ、職員等によ	
	る宿直や夜間見回り等の体制を取っているか。	
	(イ) 採卵・受精	
	a 蓄養親魚の中から成熟魚を適期に選別し、採卵・採精により受精させているか。	
	この場合、親魚・卵等に衝撃を与えないよう適切な取扱に努めているか。	
	b 作業は出来る限り多くの来館者に公開することを目的としていることを十分考慮	_
	し、採卵受精の作業を行っているか。	
	(ウ) ふ化・飼育と成長過程の作業	

a ふ化・飼育の成長過程(収容期、発眼期、ふ出仔魚、ふ上稚魚及び遊泳稚魚)については、それぞれの成育過程時期に応じた適切な取扱いを行っているか。また、各成長過程時期を随時来館者に公開できるようになっているか。	
b 屋外かんさつ池を使用する場合には、鳥類等が稚魚を捕食する可能性があるので、 網をかける等して防止しているか。	
c ふ化飼育の管理については、常に卵・稚魚の状態の把握に努め、適切水量調整及 び水温の検査等を実施し、状況に応じた処置(魚病予防の薬品処理、検卵淘汰及び 給餌等)を行い最良の管理飼育に努めているか。	
d ふ化飼育に伴う水温、水量及び魚体等の測定検査や成育過程の観察記録等は、今後のふ化飼育実施の参考資料や科学館での収録図書等として活用できるよう細部にわたって検査測定の記録に心がけているか。	
ウ ふ化用水は、四六時中、使用するものであるから常に揚水ポンプの揚水状態の把握に努め、異常等が認められる場合は、速やかに点検補修等を行い、常時機能維持するよう努めているか。	
エ 揚水ポンプの故障や停電時の自家発電機の不作動などの異常発生時等、非常警報装置作動の場合は、速やかに故障原因を確認し、機械設備等の補修等適切な処置を講じ、早急な機能回復に努める体制となっているか。	
オ 常に、ふ化飼育に必要な水量の把握に努め、各系統別に適切な水量が確保できるよう水量の調整を行っているか。	
カ さけのふ化飼育に関わる関係者との協議	
(ア) 収容親魚等の確保調整 科学館における親魚・卵等の配置について公開の効果も十分考慮したふ化飼育計画 を作成し、この計画に基づいて収容親魚を社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会等 と調整のうえ確保しているか。	
(イ) その他調整協議	
(2) さけの生態及びさけの生息のための自然環境の保全に関する資料展示に関する業務	
ア さけ科学館の設置目的実現のため、各種資料等の展示を行っているか	
イ 展示物の公開 科学館内の展示物については、展示物を見やすい状態に保つとともに、展示機器は 定期的に点検等を行い、開館中はそれぞれの展示物が機能するよう照明器具・機器等 を適切に操作しているか。	
ウ さけの生態等及び自然環境等に係る知識の普及啓発	
(ア) さけの生態や自然環境の知識の普及啓発のため、ふ化飼育過程の記録やさけの	

生息できる自然環境等について、わかりやすく解説したVTR・フィルム等の収蔵 に努め、小・中学生の学習の教材、科学館内での放映等に活用するなどし、知識の	
普及啓発に努めているか。	
(イ)展示物は、さけの生態に関するものやさけの生息できる自然環境の保全に関す	
るもの、その他豊平川の自然環境保全を啓発するもの等とし、自然環境等に係る知	
エー展示している生物の飼育管理と公開	
   科学館内で飼育している生物については、水槽の清掃、給餌等生物の状態を良好に	
保ち、公開しているか。	
オ 図書の閲覧	
さけ、魚類及び河川環境などに関する図書の収蔵に努め、来館者の閲覧に供しているか。	
(3)さけに関する学習の指導に関する業務	
ア さけ科学館の設置目的をより良く実現するため、市民のさけに関する理解促進の支援と	
して解説、説明などの業務を行っているか。	
イ 来館者等に対する指導解説等	
小・中学校の団体学習や町内会、修学旅行者等の団体見学者が来館し、説明の要望	
があった場合は、さけの生態や自然環境に対する説明等に努めているか。	
ウ 児童生徒のふ化飼育作業参加の際の作業指導	
さけのふ化飼育の体験学習を希望する学校及び生徒のクラブ活動等での体験学習	
については、できる限り参加者にふ化飼育作業に触れてもらい、その際、適切な作業	
指導を行うとともに児童生徒の体験学習活動の推進に努めているか。	
なお、効果の高い体験学習活動の推進を図るため、小・中学校等の教師等で組織す	
る学習活動補助の体制の確立に努め、活動方法・指導方針等必要事項の打ち合わせ調	
整を行い、他の科学館利用者との調整も図りながら体験学習利用を進めているか。	
エーその他、館外での解説指導等	
館外でのさけ授業やふ化飼育指導の推進に努めるとともに、環境問題等の講習会や	
研修会等の講話等の依頼があった場合は、講話・指導等に努めているか。	
(4) 豊平川におけるさけの回帰に関する業務	
ア カムバックサーモン運動の精神を現代に引き継ぐ活動として、豊平川におけるさけ稚魚	П
の放流を通じ、毎年のさけ回帰を確実に継続させる業務を行っているか。	
イ 豊平川等に遡上したさけの捕獲	
豊平川におけるさけの回帰継続のための種卵と科学館での展示公開のための親	
魚・卵・稚魚を確保するため、次により豊平川等でのさけ親魚捕獲に努めているか。	
(ア) 捕獲に係る計画の立案等	
捕獲にあたっては、事前に方法、期間及び体制等の必要な計画を立て、この計	
画に基づき得る特別採捕許可の許可内容を遵守しているか。	

	(イ) さけ採捕のための巡視 親魚捕獲期間中は、河川の巡視を実施し、さけの回帰状況や河川の状況等の把握に努めているか。 巡視の際に、河岸に打ち上げられたへい死魚を発見した場合は、必要に応じ回収する等、適切な処置を講じているか。	
	(ウ) 親魚捕獲作業 河川の巡視等により、さけを発見した際は滞留の状況、河川の流水状況等により捕獲可能な場合は、その場所に適した漁具及び漁法により捕獲に努めているか。	
	(エ) 捕獲親魚の取扱い	
	a 捕獲した親魚は科学館へ活魚輸送し、成熟まで蓄養しているか。	
	b 捕獲した親魚は、魚体計測及び採鱗等を行い、データ収集に努めているか。	
	c 捕獲した親魚の採卵後の取扱いについては、豊平川でのさけ捕獲目的等を十分に配慮のうえ処分しているか。	
	(オ) 自然産卵状況の調査 豊平川等における今後のさけ回帰の検討のため、次により、河川で自然産卵された卵及び稚魚の採捕を行い、自然産卵状況の調査を行っているか。	
	a 自然産卵床の確認 親魚捕獲に係る巡視等から豊平川水系の自然産卵床の場所の確認・観察に努 めているか。	
	b 自然産卵状態の把握 自然産卵床を発見した場合は、卵・稚魚等の捕獲を行い、正確なデータ収集 に努めているか。	
	(カ) その他 さけの捕獲業務全般については、市職員と緊密な連絡調整のもとに実施している か。	
ウ	さけ稚魚の放流について	
	(ア)豊平川等にさけの稚魚を放流する際は、確実にさけが回帰できるよう事前に方法、期間及び体制等の必要な計画を立てているか。	
	(イ) 放流する稚魚の確保 館内のふ化飼育施設で成長したさけの稚魚を優先的に放流するが、数が不足す る場合には、他施設から同種のさけの稚魚を確保し、回帰が見込めるだけの稚魚 を放流しているか(目標放流数は年間8~9万尾以上としているが、目標数の稚 魚の確保が不可能な場合は、事前に札幌市に報告しているか)。	
	(ウ) 市民への放流の場の提供 環境教育という観点から、できるだけ市民とともに放流する機会を多数もうけて いるか。	
(5)	その他さけ科学館の設置目的を達成するために必要な業務	
ア	地域の方々にさけ科学館をより身近に感じてもらうため、さけをテーマにしたイベント	ΙП

	を実施しているか。また、魚類のみでなく、様々な水辺の生物についても可能な範囲で展示しているか。	
	イ イベント実施	
	- ・ 実施時期については、さけの遡上が見られる秋が望ましいが、より多くの来館者	
	が見込める休日を設定しているか。	
	<ul><li>少なくとも年に1度イベントを実施しているか。</li></ul>	
	- 通常の展示等による情報提供に加え、クイズやゲームなど参加者が楽しみなが	
	   らさけに関する知識を得られるよう工夫しているか。	
	<ul><li>・ ホームページ、ポスター、チラシなどにより、通常の広報業務とは別にイベント</li></ul>	
	のPRを行っているか。	
	ウ 水辺の生物の展示	
	   主として札幌市内の河川等の水辺に生息する魚類の他、両生類、爬虫類及び甲殻類	
	などについても展示を行い、札幌市周辺の水辺の生物についても学習できるよう配慮	
	しているか。	
4	・ 管理業務に付随する業務	1
	(1) 広報業務	
	ア 施設の PR や情報提供のため、札幌市と連携しながら、リーフレットの作成・配布、	
	インターネットホームページの開設・更新を行っているか。	
	イ さけ科学館そのものを紹介するリーフレットは札幌市において作成するが、それ以外の	
	イ さけ科学館そのものを紹介するリーフレットは札幌市において作成するが、それ以外の 企画アイデアなどを積極的に提供しているか。	
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。	
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。 ウ リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供しているか。	$+ \equiv$
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。 ウ リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供しているか。 エ ホームページには、閲覧者の問い合わせ先(電話番号等)を掲載しているか。	$+ \equiv$
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。  ウ リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供しているか。  エ ホームページには、閲覧者の問い合わせ先(電話番号等)を掲載しているか。  オ ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザービリティ	$+ \equiv$
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。  ウ リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供しているか。 エ ホームページには、閲覧者の問い合わせ先(電話番号等)を掲載しているか。 オ ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザービリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用	$+ \equiv$
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。  ウ リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供しているか。  エ ホームページには、閲覧者の問い合わせ先(電話番号等)を掲載しているか。  オ ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザービリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考に以下の取組を実施しているか。	
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。  ウ リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供しているか。  エ ホームページには、閲覧者の問い合わせ先(電話番号等)を掲載しているか。  オ ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザービリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考に以下の取組を実施しているか。 ・ウェブアクセシビリティ方針の策定、公開	
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。 ウ リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供しているか。 エ ホームページには、閲覧者の問い合わせ先(電話番号等)を掲載しているか。 オ ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザービリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考に以下の取組を実施しているか。 ・ウェブアクセシビリティ方針の策定、公開 ・日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA への準拠及び試験の実施と公開	
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。  ウ リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供しているか。 エ ホームページには、閲覧者の問い合わせ先(電話番号等)を掲載しているか。 オ ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザービリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考に以下の取組を実施しているか。 ・ウェブアクセシビリティ方針の策定、公開 ・日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA への準拠及び試験の実施と公開(1年に1回)	
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。 ウ リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供しているか。 エ ホームページには、閲覧者の問い合わせ先(電話番号等)を掲載しているか。 オ ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザービリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考に以下の取組を実施しているか。 ・ウェブアクセシビリティ方針の策定、公開 ・日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA への準拠及び試験の実施と公開(1年に1回) ・「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を公開(1年に1回)	
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。  ウ リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供しているか。 エ ホームページには、閲覧者の問い合わせ先(電話番号等)を掲載しているか。 オ ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザービリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考に以下の取組を実施しているか。 ・ウェブアクセシビリティ方針の策定、公開 ・日本工業規格 JIS X 8341-3:2016の適合レベル AA への準拠及び試験の実施と公開(1年に1回) ・「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を公開(1年に1回) カ ホームページは、「札幌市公式ホームページガイドライン」を遵守しているか。	
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。  ウ リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供しているか。 エ ホームページには、閲覧者の問い合わせ先(電話番号等)を掲載しているか。 オ ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザービリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考に以下の取組を実施しているか。 ・ウェブアクセシビリティ方針の策定、公開 ・日本工業規格 JIS X 8341-3:2016の適合レベル AA への準拠及び試験の実施と公開(1年に1回) ・「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を公開(1年に1回) カ ホームページは、「札幌市公式ホームページガイドライン」を遵守しているか。  (2) 引継ぎ業務	
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。  ウ リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供しているか。 エ ホームページには、閲覧者の問い合わせ先(電話番号等)を掲載しているか。 オ ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザービリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考に以下の取組を実施しているか。 ・ウェブアクセシビリティ方針の策定、公開 ・日本工業規格 JIS X 8341-3:2016の適合レベル AA への準拠及び試験の実施と公開(1年に1回) ・「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を公開(1年に1回) カ ホームページは、「札幌市公式ホームページガイドライン」を遵守しているか。  (2) 引継ぎ業務 ア 引継ぎは、施設利用者の利便性を損なわないよう、新旧指定管理者及び札幌市と協	
	企画アイデアなどを積極的に提供しているか。  ウ リーフレットは館内に配架するなどして利用者の便に供しているか。  エ ホームページには、閲覧者の問い合わせ先(電話番号等)を掲載しているか。  オ ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザービリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考に以下の取組を実施しているか。 ・ウェブアクセシビリティ方針の策定、公開 ・日本工業規格 JIS X 8341-3:2016の適合レベル AA への準拠及び試験の実施と公開(1年に1回) ・「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を公開(1年に1回) カ ホームページは、「札幌市公式ホームページガイドライン」を遵守しているか。  (2) 引継ぎ業務  ア 引継ぎは、施設利用者の利便性を損なわないよう、新旧指定管理者及び札幌市と協力して行っているか。	

### ○ 自主事業の実施状況

自主事業は、事業実施前に札幌市の承認を受けることとなっておりますので、定例検査は、 承認要件を継続して満たしていることを実地で確認するための機会としてください。

1 自主事業の実施について	
(1)業務仕様書の業務の範囲外で、札幌市の承認を得た上で、さけ科学館を使用して事業を行っ	
ているか。	
(2) 指定管理者が自らの提案に基づき自主興行を実施する場合は、さけ科学館の設置目的を踏ま	
えて計画しているか。また、一般の利用を妨げないよう配慮するとともに、市民が利用しやす	
いような料金を設定しているか。	
(3)以下の全てに該当しているか。	
・ 業務仕様書第1で記載したさけ科学館の設置目的等及び業務仕様書第3で記載した要	
求水準の達成に寄与しているか。	
・ 指定管理者の自己資金で実施しているか(指定管理費の流用は原則として認めない。	
ただし、指定管理者の経営努力による利益と認められる分については、個別に判断する	
ので相談する)。	
・ 収支見込や事業の運営形態において、業務仕様書第4に示す各業務に支障をもたらす	
ものではないか。	
・ 事業実施後は指定管理者による施設の原状復帰が可能であるか。	
・ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う一切の責任を指定	
管理者が負うものとしているか。	
・ 施設運営上の継続性に影響を与えるものではないか。	
(4) 自主事業の収支については、本業務に係る収支と区分して経理しているか。複数の自主	
事業を行う場合は、さらに、事業毎の経理としているか。	
なお、この場合、費用については、本業務にかかる経費と自主事業にかかる経費を明確	
に区分できるもの(例:自主事業のみに要する備品費等)はそれぞれ当該事業の費用とし、	Ш
明確に区分できない費用のうち人件費、団体の一般管理費については本業務及び各事業の	
規模等に応じて適切に配分して経理しているか。	
(5) 自主事業の一部を第三者に業務委託する場合、事業の責任は指定管理者にあることを明	
示しているか。また、承認取消に伴い第三者に損害が発生しても札幌市は責任を負わない	
ことを第三者に理解させているか。	
(6) 設置目的の範囲を超える自主事業の場合には、札幌市公有財産規則等に基づき、行政財	
産の目的外使用となることから、札幌市に対し、別途使用許可申請を行っているか。	Ш
(7)目的外使用に係る使用料は適切に納付しているか。	
(8) 実施内容は承認内容と同一であるか。	
(9) 自主事業であることを利用者に対して明示しているか。	
(10) 自主事業の利益案分について提案・協定した団体においては、当該案分が協定どおりに	
実施されているか。	$\Box$

#### ○ 指定管理者団体が雇用している労働者の労働環境の確保

- 1 検査項目は各法令の原則基準に基づき作成しております。団体の規模、労働者の勤務形態、 職種等に応じて適用関係が異なるものや、適用特例が設けられているものもありますので、 実際の検査実施に際しては、施設の状況に応じて項目を追加・削除、修正してください。
- 2 根拠法令は平成31年4月1日現在の内容によっています。
- 3 凡例は次のとおりです。

労基法 : 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)契約法 : 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)最賃法 : 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)

均等法 : 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する

法律(昭和 47 年法律第 113 号)

育介法 : 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律(平成3年法律第76号)

パート法: 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第

76号) (※)

高齢法 : 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)

安衛法 : 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

雇保法 : 雇用保険法(昭和49年法律第116号)

徵収法 : 労働保険料徴収法(昭和44年法律第84号)

健保法 : 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)

厚年法 : 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)

※「パート法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)」の改正について

#### ≪改正の概要≫

- ○正規雇用労働者と短時間・有期雇用労働者との間での不合理な待遇差を禁止。
- ○新たに有期雇用労働者を対象に追加。
- ≪改正後の名称≫

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」以下、「改正パート法」という。)

≪公布日・施行日≫

平成30年7月6日公布、令和2年4月1日施行(中小企業は令和3年4月1日施行)

#### 【制度及び運用】

•	加及人の足用		
	1 労働契約・労働条件の明示・労働者名簿		
	(1)ア 期間の定めのある労働契約を締結する場合について、3年		
	(※)を超える期間契約を締結していないか。	労基法 § 14	
	※ 専門業務、満60歳以上の労働者との契約は5年、期間限定事		
	業に係る契約は業務完了までの期間とすることが可能		

別紙5 イ 期間の定めのある労働契約が通算して5年を超えて繰り返 し更新された労働者から申込みがあった場合、有期の契約を無期 *労契法§18* に転換しているか。(無期転換ルール) ウ 有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあ *労契法§20* ることにより不合理に労働条件を相違させていないか (「改正パー ト法| 施行後 は、「労契法」 から「改正パ ート法」に移 行。) (2) 次の労働条件を労働者に対して書面により明示しているか。 労働契約の期間 ・ 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 就業場所、業務内容 始業終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、 休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業転換に関する事項 労基法 § 15 賃金の決定、計算方法、支払い方法、賃金の締切日・支払日 退職(解雇を含む)に関する事項 昇給に関する事項(口頭でも可) ※労働者が希望した場合、FAXや電子メール、SNS等でも明示が可能 (平成31年4月1日改正) (3) 次の労働条件を定めている場合については、労働者に対して明示 (口頭でも可) しているか。 ・ 退職手当に関する事項 臨時に支払われる賃金、賞与などに関する事項 ・ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項 労基法 § 15 安全衛生に関する事項 ・ 職業訓練に関する事項 災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項 表彰、制裁に関する事項 ・ 休職に関する事項 (4) 労働者名簿は適正に作成・保存されているか。 労働者名簿の記載事項(記録の保存・・・退職日から3年間) 氏名 • 生年月日 労基法§107、 • 履歴 109 • 性別 • 住所 ・従事する業務の種類(常時30人未満の事業場では不要) ・ 雇入れの年月日 П

・退職の年月日及びその事由(退職の事由が解雇の場合はその理由) ・死亡の年月日及びその原因		
2 就業規則		
(1) 労働者が常時10人以上いる事業場の場合、就業規則は作成しているか。また、作成・変更時に適正な手続(※)がされているか。 ※常時10人以上の労働者を使用する事業場においては、就業規則を作成し労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴き、労働基準監督署長に届け出なければならない。	労基法§89、 §90	
(2) 就業規則は適正な方法で労働者に周知されているか。	労基法 § 106	
3 賃金		
(1)賃金台帳は適正に作成・保存されているか。 賃金台帳の記載事項 (記録の保存・・・最後の記入した日から3年間) ・氏名 ・性別 ・賃金計算期間 ・労働日数 ・労働時間数 ・労働時間数 ・時間外、休日労働時間数及び深夜労働の時間数 ・基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額 ・賃金控除の額	労基法 § 108、 109	
(2)賃金は、通貨(※1)で、直接労働者に、全額(※2)を支払っているか。また、毎月1回以上、一定日を定めて支払っているか。 ※1 法令又は労働協約に別の定めがある場合等を除く。 ※2 法令に別の定めがある場合又は書面による労使協定がある場合を除く。	労基法 § 24	
(3) 最低賃金を確保しているか。 <ul> <li>※ 北海道の最低賃金(地域別賃金):861円(時間給)</li> <li>(※ 協定書第8条の2で定めた賃金の最低額が上記を上回る場合は、併せて確認すること。)</li> </ul>	労基法 § 28 最賃法	
4 労働時間 		
(1) 1週間及び1日の所定労働時間は適正であるか。	労基法§32	
(2) 法定労働時間(1週40時間※特例措置対象事業場は44時間、1日8時間)を超えて労働させている場合又は法定休日に労働させている場合、書面による労使協定(36協定)を締結しているか。 締結している場合 ・36協定の内容は適正であるか。 ・36協定の届出は適正か。	労基法 <b>§</b> 36	

別紙5 ・36協定の内容を超えて労働させていないか。 ・特別条項付き36協定を締結している場合、その内容及び運用方法等 は適正であるか。 ・協定を締結する際の労働者の過半数を代表する者は適正な方法で選 出されているか。(過半数を組織する労働組合ある場合除く) ・月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月 100 時間以上にならないよ うに管理しているか。(※) ・月の時間外労働と休日労働の合計について、どの2~6か月の平均を とっても、1月当たり80時間を超えないように管理しているか。(※) ※ 時間外労働+休日労働の上限規制に関する項目で、平成31年4月1 日施行(中小企業は令和2年4月1日施行)。 (3) 1ヶ月以内の変形労働時間制を採用している場合、就業規則又は 書面による労使協定により必要な定めをし、労働基準監督署長に届 労基法 § 32 の 出しているか。また、勤務日、勤務時間、休日等をシフト表の配布 2 等により、あらかじめ労働者に通知しているか。 (4) 1年以内の変形労働時間制を採用している場合、書面による労使 協定により必要な定めをし、労働基準監督署長に届出しているか。 労基法 § 32 の また、勤務日、勤務時間、休日等をシフト表の配布等により、あ 4 らかじめ労働者に通知しているか。 労基法 § 106 (5) 協定関係は適正な方法で労働者に周知されているか。 (6) 法定時間外労働、法定休日労働及び深夜業をさせた場合、それぞ れ法定割合以上の割増賃金を支払っているか。 ※法定割増率 法定時間外労働 25% (1月60時間超の部分については50%、 ※中小企業は令和5年3月31日まで 適用猶予) 労基法§37 法定休日労働 35% 深夜業(午後10時~午前5時) 25% ≪深夜業の時間帯に法定時間外労働を行った場合≫ 深夜業 (25%増) +法定時間外労働 (25%増) = 50%増 (7) 割増賃金の基礎となる賃金が適正に算入されているか。 労基法§37 (8) 労働時間、休憩、休日の適用が除外される管理監督者はいるか。 労基法 § 41 いる場合、その範囲及び判断は適正か。 5 休憩 (1) 労働時間が6時間超で45分以上、8時間超で1時間以上の休憩 労基法§34 を労働時間の途中に与えているか。 (2) 休憩時間は、自由に利用させているか。 労基法§34 

6 休日

(1)毎週(原則、日曜日から土曜日)1日以上の休日、又は4週間を		
通じて4日以上の休日(変形休日制)を与えているか。変形休日制	労基法§35	
の場合、4週間の起算日を就業規則等で明らかにしているか。		
(2) 休日の振替は適正であるか。	労基法§35	
※「振替休日」と「代休」の取扱いに誤りはないか。	万圣伝 8 00	
7 年次有給休暇		
(1)年次有給休暇は労働者の勤務形態、継続勤務期間及び勤務実績に		
応じて法定されている日数以上の日数を付与しているか。		
(2) 年 10 日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日		
の年次有給休暇を取得させることが会社の義務だが、実施されてい	労基法§39	
るか。 (平成 31 年 4 月 1 日施行)		
(3) 年次有給休暇管理簿を作成して取得状況を管理しているか。		
※ 基準日(付与日)、取得日数、取得日などが記載されたもの。		
8 労働保険・社会保険(健康保険・厚生年金保険)		
(1) 労働保険(労災保険・雇用保険)の成立手続はされているか。	徴収法	
(2)条件を満たす(※)労働者全員を雇用保険に加入させているか。		
※ 1週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上の雇用見込み	更促进	
がある労働者	雇保法	
※ 65歳以上の労働者も雇用保険の対象となっている		
(3)条件を満たす(※)労働者全員を社会保険(健康保険・厚生年金		
保険)に加入させているか。		
※ 1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4		
分の3以上		
※ 短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用の拡大	<i>b</i> + <i>l</i> □ >+ <b>C</b> 40	
短時間労働者の要件(以下のいずれにも該当していること)	健保法§48	
①週の所定労働時間が20時間以上であること	厚年法 § 27	
②雇用期間が1年以上見込まれること		
③賃金の月額が88,000円以上であること		
④学生でないこと		
⑤常時501人以上の企業(特定適用事業所)に勤めていること		
9 高齢者		
(1)定年の定めがある場合、60歳以上となっているか。	高齢法§8	
(2) 定年(65歳未満に限る)の定めがある場合、65歳までの継続		
雇用に係る措置(※)を設けているか。	高齢法§9	
※ 定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止のいずれか。		
10 解雇・雇止め		
(1) 解雇制限期間中の労働者を解雇していないか。		
【解雇制限期間】 業務上の傷病による休業期間及びその後30日間並	労基法 § 19	
びに産前産後休業期間及びその後30日間		
(2)解雇する場合、30日以上前に解雇を予告しているか。または、	労基法§20	

平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払っているか。		
※ 解雇予告の例外あり		
(3)一定の者について雇止めをしようとする場合には、少なくとも契		
約期間満了日の30日前までに予告をしているか。		
【一定の者】3回以上契約を更新し、又は雇い入れの日から起算して	労基法 § 14	
1年を超えて継続勤務している者※あらかじめ当該契		
約を更新しない旨明示されている者は除く。		
11 安全衛生	,	
(1)事業所の規模・職種に応じた安全衛生管理体制(※)を確立して		
いるか。	安衛法 § 10、	
※ 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進	11, 12, 120	
者(又は衛生推進者)、産業医の選任、安全委員会、衛生委員会	2, 13, 17, 18	
の開催等		
(2) 労働者に対する健康診断(※)は実施しているか。		
※ 雇入時健康診断 : 労働者の雇入時に実施	安衛法§66	
定期健康診断 : 1年に1回(ただし、深夜業に従事する	女佣伝800	
労働者は6ヵ月に1回)実施		
(3)健康診断の結果を記録し、労働者に通知しているか。また、当該	安衛法 § 66 の 3、	П
結果を5年間保管しているか。	§ 66 Ø 6、§ 103	
(4)健康診断の結果、必要あると認められる場合には、当該労働者に	安衛法 § 66 の	
ついて就業場所の変更等の措置を講じているか。	5	
(5)長時間労働者から面接指導の申出があった場合、医師による面接		
指導を実施しているか。	安衛法 § 66 の	
長時間労働者:1月の時間外・休日労働が100時間超⇒80時間超へ見直	8	
し (平成 31 年 4 月 1 日施行))		
(6)健康管理の観点から、全ての人の労働時間の状況を客観的な方法	安衛法 § 66 の	
その他適切な方法により会社が把握しているか。(平成 31 年 4 月	多年 800 の 8 の 3	
1日施行)	8 02 3	
(7) ストレスチェック制度を実施しているか。	安衛法 § 66 の	
※常時50人未満の事業場は当分の間努力義務	10	
12 短時間労働者		
(1)短時間労働者の雇入れ時に、労基法上の勤務条件明示項目に加え、		
昇給、賞与、退職手当の有無、相談窓口を書面交付により明示して	パート法§6	
いるか。		
(2)職務の内容、人材活用の仕組みが通常労働者と同じ短時間労働者		
について、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教	パート法§9	
育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的	一次一下伝 89	
取扱いをしていないか。		
(3)通常労働者に対して実施する教育訓練で職務の遂行に必要な能力	» l >+ ₽ 1 1	
を付与するための訓練は、職務内容同一短時間労働者についても実	パート法§11	

施しているか。(既に職務に必要な能力を有している者を除く)	
他しているか。(死に収めに必安は形力で有している者を除く)	
(4)通常労働者も利用できる給食施設、休憩室、更衣室について、短パート法 § 12	П
時間労働者にも利用の機会を与えるよう配慮しているか。	
(5) 通常労働者への転換推進のための措置(※)を講じているか。	
※ 次のいずれか。	
・ 通常労働者の募集要綱を短時間労働者に周知	
・ 通常労働者を新たに配置する場合、当該配置希望を申し出る	Ш
機会を短時間労働者に付与	
・ 通常労働者への転換試験を設ける等の転換推進措置の実施	
(6) 不合理な待遇差をなくすための規定の整備として、現在の「パー」改正パート法	
トタイム労働法」が新たに <u>有期雇用労働者</u> も対象とした「パートタ (P1「パート	
イム・有期雇用労働法」に改名改正されることを認識しているか。 法」の改正に	Ш
(令和2年4月1日施行、 <b>中小企業は令和3年4月1日施行</b> ) ついて参照)	
13 妊産婦に対する配慮(母性保護・母性健康管理措置)	
(1) 生理日の就業が困難な女性が請求した場合、休業させているか。 労基法 § 68	
(2) 好産婦(※1) を有害業務(※2) に従事させていないか。	
※1 妊娠中及び出産後1年を経過しない女性   労基法§64の	
※2 重量物の取扱い等、妊娠、出産、哺育等に有害な業務	
(3)産前6週間以内の女性が休業を請求した場合、休業させているか。 労基法 § 65	П
(4) 産後8週間以内の女性(※) を就業させていないか。	
※ 産後6週間経過後の女性から業務復帰請求があり、かつ、医師 労基法 § 65	
が支障ないと認めた場合を除く。	
(5)妊娠中の女性が請求した場合、他の軽易業務に転換させているか。 労基法 § 65	П
(6) 妊産婦が請求した場合、時間外労働、休日労働、深夜業に従事さ	
せていないか。	
(7)妊娠・出産・産前産後休業の取得、母性健康管理措置を受けたこ	
とや育児・介護休業申出をし、又は育児・介護休業をしたこと等を	
理由として、不利益な取扱いをしていないか。	
数等法§9 ※ 不利益取扱いの例	
一	
契約変更の強要、降格、就業環境の阻害、不利益な自宅待機、減	
給、賞与等の不利益算定、不利益な人事評価	
14 子育て期の労働者に対する配慮	
(1) 1歳未満の子を養育する女性が請求した場合、1日2回各30分	
(1) 1歳未満の子を養育する女性が請求した場合、1日2回各30分 労基法 \$ 67	
(1) 1歳未満の子を養育する女性が請求した場合、1日2回各30分 以上の育児時間を付与しているか。	
(1) 1歳未満の子を養育する女性が請求した場合、1日2回各30分以上の育児時間を付与しているか。 (2) 1歳までの子(※)を養育する労働者が申し出た場合、育児休業	

(3) 3歳までの子を養育する労働者(※1)が申し出た場合、所定労働時間の短縮等、所定外勤務の制限(※2)を措置しているか。 ※1 雇用1年未満の労働者等について、書面による労使協定により適用除外とすることが可能 ※2 業務の正常な運営を妨げる場合は制限しないことも可能	育介法§23、 §16の8	
(4) 小学校就学前の子を養育する労働者(※1) が申し出た場合、子の看護休暇を付与しているか。 <i>(※2)</i> ※1 子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を付与 ※2 半日(所定労働時間の2分の1) 単位での取得が可能	育介法§16の 2、16の3	
(5) 小学校就学前の子を養育する労働者(※1) が請求した場合、時間外勤務の制限(※2)、深夜業の免除(※3)を行っているか。 ※1 雇用1年未満の労働者等は適用除外 ※2 1月24時間、1年150時間を上限とする。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は請求を拒否することも可能 ※3 業務の正常な運営を妨げる場合は免除しないことも可能	育介法§17、 §19	
15 家族を介護する労働者への配慮		
<ul><li>(1)家族を介護する労働者(※1)が申し出た場合、介護休業(※2)を認めているか。</li><li>※1 期間雇用労働者は、一定の条件あり</li><li>※2 対象家族1人につき通算93日(3回まで分割可能)を付与</li></ul>	育介法§11~ 16	
(2)家族を介護する労働者が申し出た場合、所定労働時間の短縮等 (※)の措置を講じているか。 ※ フレックスタイム制、始業・終業時間の繰上げ・繰下げ、介護 サービス利用に係る負担に対する助成等も可 ※ 介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の請求 可能	育介法 § 23	
(3) 家族を介護する労働者(※1) が請求した場合、時間外勤務の制限(※2)、深夜業の免除(※3)を行っているか。 ※1 雇用1年未満の労働者等は適用除外 ※2 1月24時間、1年150時間を上限とする。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は請求を拒否することも可能 ※3 業務の正常な運営を妨げる場合は免除しないことも可能	育介法§18、 §20	
(4)家族を介護する労働者が申し出た場合、介護休暇(※)を付与しているか。 ※ 家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を付与 ※ 半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能	育介法§16の 5~16の7	
(5)家族を介護する労働者が請求した場合、所定外勤務の制限を行っているか。 ※対象家族1人につき、介護終了まで請求可能	育介法§16の 9	

16 男女雇用機会均等法		
(1)募集・採用、配置(業務の区分・権限の付与を含む)・昇進・降格・教育訓練、一定の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の報奨・定年・解雇・労働契約の更新について、性別を理由とする差別をしていないか。	均等法§5、	
(2) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策 ント対策	やセクシュアルハ	ラスメ
ア ハラスメントの内容及び防止方針、行為者への厳正な対処方金 及び対処の内容を定め、労働者に周知しているか。	<u> </u>	
イ 相談窓口を設置し、相談(苦情含む)に応じ、適切に対応する ために必要な体制を整備しているか。		
ウ ハラスメント発生時の対応手順、被害者に対する適正な配慮の 措置、行為者に対する適正な措置及び再発防止措置を実施しているか。	`	
エ 職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの原因や背景 となる要因を解消するための措置を講じているか。	一 均等法 § 11	
オ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置 を講ずるとともに、その旨を労働者に周知しているか。	<u> </u>	
カ 相談、協力等を理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を 定め、労働者に周知しているか。		

# その他

1 源泉徴収票、市税通知書、健康保険証等、事業主を	じて労働者に配布する文書は	7
遅滞なく配布しているか。		_
2 労働者の給料、健康診断結果等の個人情報について	厳正な管理を行っているか。□	

# 財務検査の検査項目

◆点検月日:【	月	月 ( )	時	分 ~	時	分】
◆施 設 名:【	札幌市豊富	平川さけ科学館	官			1
◆点 検 者:【						1

# ○ 現金・有価証券の取扱い

1 管理体制の整備	
(1)チェック・牽制機能	
ア 経理担当者(現金を取り扱う担当者)は、必要最小限、かつ、複数名としているか。	
イ 経理担当者以外の者が現金を取り扱っていないか。	
ウ 経理担当者について、定期的に人事異動させているか(同一人物が長期間に渡り担当していないか。)。	
エ 帳票、帳簿等の点検は、必ず複数名で行っているか。	
オ 未収金等の督促は、入金担当以外の者が行っているか。	
カ 経理責任者による経理事務の監査は、形式的なチェック (書面への押印のみ等) となっていないか。適正に行われているか。	
キ 内部監査の実施等、定期的な全体チェックを行っているか。	
ク 必要に応じて税理士、公認会計士からの専門的助言を受けることができる体制 となっているか。	
ケ 外部監査等への依存を過剰なものとし、内部チェック機能が形骸化していない か。	
(2) 会計基準等の整備	1
ア 各種会計基準(公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準等)は導入しているか。	
イ 団体の会計規程類は策定・整備されているか。	
ウ 現金出納簿、総勘定元帳その他の簿記帳簿類を備えているか。また、適切に記帳 されているか。	
エ 会計事務の電算化を進めて、可能な限り現金を直接取り扱うことのない仕組み (銀行取扱の法人向けネットバンキングの導入等)づくりを行っているか。	
オ 直接、現金を取り扱う職員数を少なくする仕組み(利用券等の自動販売機の導入 等)づくりを行っているか。	
2 現金収納関係事務	1
(1)現金の収納	

# 59

ア 現金による収入があったときは、必ず領収書を交付しているか。	
イ 現金と領収書(控)の金額とは一致していることを確認しているか。	
ウ 自動販売機等について、売上金回収、つり銭補充等、現金を取り扱う際には、	П
複数人で対応しているか。	
エ 領収書を発行しない場合(自動販売機、コイン式コピー機等)は、ジャーナル	
等と売上金の照合を行っているか。	
(2) 収納した現金の払込み	
ア 現金を収納したときは、原則として収納日の翌日までに金融機関に払い込んでい	
るか。収納した現金を長期間金庫で保管しているようなことはないか。	
イ 現金と収入伝票の金額とは一致していることを確認しているか。	
ウ 収入伝票の金額と預金通帳の入金額とは一致していることを確認しているか。	
エ 現金の払込みの際の領収書は、適正に保管されているか。	
(3)現金出納簿の整備等	
ア 現金出納簿は、加除式ではなく、連番された固定式のものを使用しているか。	
イ 現金出納簿は、会計年度ごとに締め切っているか。	
ウ 記載すべき事由の発生の都度、証拠書類又は計算書等に基づき正確に記載してい	
るか。記載をまとめて行っていないか。	
エ 現金取扱責任者等が保管する現金の現金現在高は、現金出納簿残高現金欄と一致	
しているか。	
オ 記載事項の訂正は適正に行われているか。	
カ 収入金の日計表を記帳し、日計表記載額と現金の一致を確認しているか。	
キ 毎月末には月計を、2か月以上にわたるときは累計を付けているか。	П
ク 現金出納員等の引継ぎについて、適切な対応(引継年月日の記入、引継者双方の	
署名押印等)を行っているか。	
ケ 現金出納簿は、関係書類とともに、毎月1回以上、権限のある上司等の確認・検	
査を受けているか。	
コ 支出に関する伺等の決裁文書と現金出納簿ほかの経理簿等に記載された金額は	
一致しているか。	
サーバー現金、つり銭準備金等の種別ごとに現金出納簿等を整備し、適切に記帳して	
いるか。	
3 事務室等での現金等の保管	
(1)現金等の保管	
ア 小口現金、つり銭準備金等、事務室等で保管する現金は金庫に保管しているか。	Ιп
イ 金庫は常時施錠されており、金庫の鍵は厳重に保管されているか。	
ウ 金庫の鍵の管理者は、経理担当者とは別の者としているか。	
エ 小口現金とつり銭準備金等を混同せずに保管し、小口現金として、その限度額を	
超過してつり銭準備金等を使用していることはないか。	
才   金庫に何が保管されているが把握しているか	
オ 金庫に何が保管されているか把握しているか。 カ 金庫に保管されている現金等の現在高は、管理簿冊に記載されている現在高と一	

キ 一時的な預かり金等についても原則、現金出納簿により管理しているか。なお、	
簿外管理とする場合には金額や預かり期間等について基準が定められているか。	
(2) つり銭準備金等の管理	
ア 保有残高は必要最小限の水準まで圧縮しているか。	
イ つり銭準備金、両替用準備金等の種別ごとに現金の受払記録を作成し、それぞれ	
について金種表を作成した上で、実査を毎日実施し、権限のある上司の承認を得て	
いるか。	
ウ つり銭の保管状況(つり銭を他の現金と区別して保管している。)	
(3)領収書等の取扱い	
ア 領収書は正規のものが用いられているか。	
イ 領収書の受払い及び保管整理は適正に行われているか。	
ウ 領収印の保管及び取扱いは適正に行われているか。	
エ 領収書にあらかじめ綴番号及び連番号を付しているか。	
オ 領収書の一日の使用枚数を記録しているか。	
カ 領収書に必要な事項が正しく記入されているか。また、金額、日付等を不適正に	
訂正しているものはないか。	Ш
キ 使用済みの原符に欠番はないか。また、書き損じ分は保管されているか。	
ク 使用しなくなった領収書綴は、パンチを入れる等の無効処理がなされているか。	
ケ 領収書発行時には領収書(控)も作成しているか。	
コ 領収済通知書、領収書(控)、申請書等の保管は適正か。	
4 銀行等口座の管理	
(1)預金通帳の取扱い	
ア 預金通帳の持出・使用にあたっては、管理責任者の承諾を得ているか。また、	
使用後は速やかに返還し、責任者による内容及び返還の確認を行っているか。	
イ 支出関係帳票の日付・金額等が、預金通帳の日付・金額等と一致しているか。	
ウ 預金通帳に用いる印の保管は適正か。	
エ 預金通帳とこれに用いる印について、同一箇所に保管していないか。	
オ 預金通帳と経理簿等の内容が一致しているか。	
(2)銀行等口座の残高確認	
アロ座残高の確認は毎月行われているか。	
イ 通帳残高の確認は通帳原本(可能な場合は、銀行等発行の残高証明書等)によ	
って行われているか。また、月次試算表等とともに、権限のある上司までの確認	
をとっているか。	
をとっているか。 5 支出事務における現金取扱い	
5 支出事務における現金取扱い	П
5 支出事務における現金取扱い (1) 小口現金 ア 領収証書等の証拠書類を添付し、支払済の金額に係る支払一覧表を作成しているか。	
5 支出事務における現金取扱い (1) 小口現金 ア 領収証書等の証拠書類を添付し、支払済の金額に係る支払一覧表を作成してい	

ウ 取扱項目(科目)の設定をしているか。また、小口現金保管限度額は適正か。	
(2)資金前渡	
ア 資金前渡により経費を支出する場合に、前渡理由、前渡期間、前渡職員等が明	
確であるか。	
イ 資金前渡職員は、継続して使用する経費にあっては、出納のつど現金出納簿に これを記載しているか。	
ウ 精算手続は、一時限りの経費にあっては用務終了後直ちに、証拠書類を添えて	
翌月の一定日までに、適正に行われているか。	
エ 資金前渡の精算は定められた期間内に行われているか。	
オ 一時限りの経費にあっては、資金前渡を受けた後の事由により、支出予定日に	
現金の支出ができなかった場合は、前渡期間内であっても、そのまま数日に渡り	
前渡職員が現金保管することなく、一旦返金の上、改めて資金前渡処理を行って	Ш
いるか。	
6 金券類の管理	
(1)金券等の保管	
ア 切手、タクシーチケット、SAPICA 等の金券類の購入に際しては、使用時期及び	
保管高を考慮した上で、必要最小限の枚数にとどめているか。	
イ 入場券、興行用チケット等の発注数は必要最小限にとどめているか。また、発	
注数・受入数の管理は受払簿などで整理され、発注書・納品書等との突合が行わ	
れているか。	
ウ 入場券、興行用チケット等及びその引換証の出納は、出納簿等により管理され、	]
保管責任者による確認が行われているか。	
エ 金券等の保管責任者には役職者を配しているか。	
オ 金庫に保管して施錠する等事故防止に十分配慮して的確に行われているか。ま	]
た、鍵の保管についても問題はないか。	
(2) 金券等の使用状況等の確認	
ア 受払簿・使用簿などの帳簿類を整理し、受払い・使用・返納の都度、指定され	
た責任者の承認を得ているか。また、日々の使用枚数及び金額は、帳簿類の記載	
と一致していることを確認しているか。	
イ 帳簿類について、毎月1回など定期的に経理責任者の確認・検査を受けている	
か。	
ウ 入場券、興行用チケット類について、使用数と現金収納額が一致するか。また、	
入場券、興行用チケット等の未使用券や販売済の半券との一致についても確認し	
ているか。	
エ 委託販売した入場券、興行用チケット等の未販売分の残券は、回収しているか。	
オ 入場券、興行用チケット等の未使用券や販売済の半券は、事業終了後直ちに廃	
棄することなく、一定期間保管しているか。	

7 団体内の部門間における現金等取扱	
(1)本部と出先事務所等との間で現金等の受払いを行う際は、現金等の流れを伝票、	
受払簿等により記録しているか。	
(2) 本部金庫にて出先部門の取扱現金等を保管する場合、その保管状況(受払状況)	
等に関する記録を残しているか。	
(3) 同一施設内に複数部門が入居し、金庫を共有している場合、金庫の管理を行う部	
門は1箇所とし、それ以外の部門は金庫を開閉できないようにしているか。	

## ○ 契約事務

1	契約についての規程・ルールを定めているか。	
2	契約行為は、上記規程・ルールの定めに則してなされているか。	
3	契約金額と実際の支払・受領金額は一致しているか。	
4	契約金額は不当に高額又は低額なものとなっていないか。	
5	契約金額の積算根拠は適正なものとなっているか。	
6	権限のある上司の決裁等を必要とする契約について、適切に決裁を受けているか。	
7	物品購入契約において、物品の納入確認は契約担当者と別の者が行っているか。	
8	未収金が生じている場合、催告を行うなど債権確保のための手段を講じているか。	
9	(小額の契約を除き、)契約書は作成しているか。	
10	契約書は、契約期間、業務仕様、業務実績報告、契約金支払方法等必要項目が全て	]
月	月記された適正なものとなっているか。	

## ○ 従業員給与支給

П
Ш
Ш
Ш
П